第百四十七回国会
衆議院

法務委員会議録第十四号

平成十二年四月二十一日（金曜日）
　　午前九時三十六分開議

出席委員
　委員長　武部　勤君
　理事　笹川　堯君　理事　杉浦　正健君
　理事　与謝野　馨君　理事　横内　正明君
　理事　北村　哲男君　理事　日野　市朗君
　理事　倉田　栄喜君　理事　木島日出夫君
　太田　誠一君　奥野　誠亮君
　金田　英行君　左藤　恵君
　佐藤　勉君　菅　義偉君
　鈴木　俊一君　園田　博之君
　中野　正志君　藤井　孝男君
　保岡　興治君　山口　泰明君
　山本　公一君　山本　有二君
　伊藤　英成君　枝野　幸男君
　坂上　富男君　漆原　良夫君
　安倍　基雄君　青木　宏之君
　一川　保夫君　西村　眞悟君
　保坂　展人君
　…………………………………
　議員　北村　哲男君
　法務大臣　臼井日出男君
　法務政務次官　山本　有二君
　政府参考人
　（警察庁長官官房長）　石川　重明君
　政府参考人
　（警察庁交通局長）　坂東　自朗君
　政府参考人
　（法務省民事局長）　細川　清君
　政府参考人
　（法務省刑事局長）　古田　佑紀君
　政府参考人
　（建設省河川局長）　竹村公太郎君
　政府参考人
　（自治大臣官房長）　香山　充弘君
　法務委員会専門員　井上　隆久君

委員の異動
四月二十一日
　辞任　　補欠選任
　加藤　紘一君　山本　公一君
　熊谷　市雄君　中野　正志君
　古賀　誠君　鈴木　俊一君
　渡辺　喜美君　佐藤　勉君
　坂上　富男君　伊藤　英成君
　西村　眞悟君　一川　保夫君
同日
　辞任　　補欠選任
　佐藤　勉君　山口　泰明君
　鈴木　俊一君　古賀　誠君
　中野　正志君　熊谷　市雄君
　山本　公一君　加藤　紘一君
　伊藤　英成君　坂上　富男君
　一川　保夫君　西村　眞悟君
同日
　辞任　　補欠選任
　山口　泰明君　渡辺　喜美君

四月二十日
　商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）
　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第八八号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
　政府参考人出頭要求に関する件
　刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（内閣提出第七二号）
　犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（内閣提出第七三号）
　犯罪被害者基本法案（北村哲男君外三名提出、衆法第一九号）
　商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）
　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第八八号）

───────◇───────

○武部委員長　これより会議を開きます。
　内閣提出、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案及び北村哲男君外三名提出、犯罪被害者基本法案の各案を議題といたします。
　この際、お諮りいたします。
　各案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房長石川重明君、警察庁交通局長坂東自朗君、法務省民事局長細川清君、法務省刑事局長古田佑紀君、建設省河川局長竹村公太郎君、自治大臣官房長香山充弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○武部委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

───────────

○武部委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上富男君。
○坂上委員　坂上富男でございます。
　まず最初に、国の危機管理、内閣の危機管理等について御質問を申し上げたいと思います。
　小渕前総理にお見舞いを申し上げ、一日も早い御回復をお祈りいたしております。
　我が鳩山代表がお見舞いを申し上げると申し上げましたところが、野中幹事長が、白々しい、また、危機管理の検証等のために総理としての病状を質問いたしますと、思いやりがないと森総理は非難をいたしております。私は単なる平の党員でありますが、以下のような質問をいたしますと、私にも同じ非難の言葉が返ってくるのでありましょうか。
　中央紙にこのようなことが報道されております。
　首相としての小渕氏は、もちろん公人だった。党首討論の場で首相に疑問点をただすのは何の不思議もない。首相の病状について事実を知ろうとするのも当然のことだ。しかし、森総理も野中幹事長も、私人小渕の部分だけを強調し、公人小渕を隠ぺいしようとする。家人が病気に、ましてや総理大臣ならなどと、専ら情緒に訴え、疑問を呈する相手を逆に攻撃をする。記者たちは再三、医師団による病状説明を求めたが、青木官房長官は家族の了解などを盾に応じようとしない。入院先の病院も要請にこたえない。密室の談合という鳩山氏の疑念も無視して、志半ばで倒れた首相の悲劇性が言い立てられている。おかわいそうに、おかわいそうにと同情を引いて、前首相の政治的な功罪を検証させないというような空気を醸し出そうとしておる。間近な総選挙への備えにほかならない。
　まあ、こう書いてあるわけであります。
　以下、私は、このような状況下において法務大臣としてのお立場に御質問をいたしたいのであります。
　小渕前総理が病院に入院されたことを知ったのは、大臣、いつでございますか。また、官邸からこのことについての連絡はなかったのでございましょうか。閣議はいつ招集されたのでございましょうか。閣議で何を決められたのでございましょうか。医師団の発表は、公人としての小渕氏

であれば当然国民のために発表されるべきだと私は思っておりますが、この点、いかがでございますか。最初にいつ大臣はお見舞いに出かけられましたか。この辺について、まとめて簡単で結構ですからお答えいただきたい。

○臼井国務大臣　私が小渕前総理の入院のことを知りましたのは、四月二日日曜日午後十一時過ぎに事務秘書官から電話で連絡を受けたのでございます。官邸からは、小渕前総理の入院に関しましての連絡はございませんでした。

入院したことに伴いまして、四月二日の日曜日に入院された後、翌三日月曜日午後零時四十分ごろから閣議が行われました。この閣議におきましては、小渕前総理の病状等につきまして青木官房長官からの御説明をいただいたのでございます。

病状に関してのいろいろな御発言がございましたけれども、私も、総理大臣と同様に、小渕前総理の治療に当たっておられる医師団として、その病状を見ながら、適宜御家族と御相談をして官房長官と連絡をとっていただいたというふうに聞いておりまして、そのことについては問題ないと考えております。

以上でございます。

○坂上委員　余りこのことには触れたくありませんが、お見舞いにいつ行かれましたか。

それから、公人としての立場であれば、私はやはり医師団の発表があってしかるべきだと思っておるわけでございます。御指摘だけしておきたいと思います。

○臼井国務大臣　前総理大臣が御入院されて以来、閣僚全員、小渕前総理の御容体を大変心配いたしておりまして、何らかの形でその気持ちをお伝えしたいという気持ちがあったわけでございますが、大勢で病院に押しかけるということはかえって御迷惑になるというふうなこともございまして、四月五日水曜日に新閣僚が集まった際に、全閣僚を代表いたしまして丹羽厚生大臣にお見舞いをしていただくということに決めまして、翌六日、丹羽大臣に小渕前総理のお見舞いをしていただいたのでございます。

○坂上委員　次に、組織犯罪対策法についてお聞きをいたしたいと思います。

組織犯罪対策法を抜本的に改正する方向で準備作業に着手したという報道がなされております。その中心的なことは、捜査協力者には刑事免責をする、二番目に、共謀だけで処罰対象にするという共謀罪をつくりたい、年内に国連で国際組織犯罪対策強化の条約が成立する見込みである、日本も批准の予定である、こう言われておりますが、いかがですか。法制審議会に諮りまして、二〇〇二年に国会に提出を目指すと言われております。刑事免責や共謀など、どの範囲の組織犯罪に限定をするのか。いわゆる盗聴法においては四つの罪名に限定したのでございますが、これが広がるのでございますか。

それから、報道ですが、ロッキード事件の嘱託尋問調書は、刑事訴訟法上規定がなくて、違法と最高裁は判断をいたしました。しかしまた、最高裁は、憲法はこのような制度の導入を否定はしていない、こんなようなことも言っておるようでございます。こういう観点から、法務省はこれに対する対応をどの程度検討なさっておるか、簡略に御答弁いただきたいと思います。

○古田政府参考人　御指摘の報道は、ただいま国連で議論されております国際組織犯罪対策条約に関することであると思われますが、この国際組織犯罪対策条約は、現在国連の刑事司法及び犯罪防止委員会で各国で検討中でございまして、その内容が現在のところ固まっているわけではございません。

したがいまして、これを前提に何らかの立法措置を講ずるとか、そういう方針を決めたことは全くございません。

○坂上委員　そういたしますと、新聞の報道は誤報でございますか。私が見た限りにおいても、これは共同通信かどこかの新聞でございます。それから読売新聞にもありました。これは全く誤報なのでございましょうか。断言してください。

○古田政府参考人　ただいま申し上げたような事情でございまして、私どもとしては、その報道は事実に反すると認識しております。

○坂上委員　その点はこの程度でおさめておきます。

それから、きのうからきょうにかけて、またショッキングな報道がなされておるわけでございます。沖縄県警に起きましたところの、交通事犯に関連する証拠変造事件でございます。

沖縄県警の警察官が、検知器の使用に当たってスプレーをかけて数値を上げて証拠を変造した、こういうことが報道されておりまして、警察としては、直ちに逮捕されまして処分をする、そして懲戒免職というようなお話でございますが、まさに当然の措置と私も思っております。

ただ、私は、これによりまして、大変愕然としたことがあるわけでございます。そして、やはりそうかというふうにも思ったわけでございます。

その一つは、交通事犯だけではないのだろうと思うのでございますが、犯罪の検挙率が高い、そういうようなことが成績に十分影響しているんじゃなかろうか。でありますから、いかにして犯罪検挙数を上げるかということに警察官は腐心をされておるのでなかろうかと思いますが、この点はいかがかと思います。

その次に、これはまさにこのまま知らないで通りますと冤罪になるおそれがあるわけであります。いろいろの冤罪問題が議論をされ、冤罪の叫びを獄中から言い続けておる諸君も相当数あると言っても過言でないと思うのであります。このような証拠変造というような、あるいは証拠偽造というような行為が警察の内部で行われていることが端的に出てきたのも珍しいことでございます。報道されているところによりますと、あっちこっちであったようでございますが、一番新しい、全く明白なこういう犯罪、証拠変造ということになったわけでございますが、このことが私は結果的に冤罪者をつくり出しているんじゃなかろうか。冤罪を叫んでいる人たちの声をいま一度聞き直す必要があるんじゃなかろうか。

と申し上げますのは、例えば私は時々言うのでございますが、狭山事件、これなども冤罪の主張をしているわけでございまして、そのことのために証拠の開示が欲しい、証拠開示すれば無罪を証明する証拠があるはずである、こんなようなことを言われておるわけでございまして、私は、この事件によりまして、二つのことが指摘できると思うのであります。

まさに警察の点数主義、それから冤罪のおそれ、そのことによって冤罪がつくられていたのじゃなかろうか、こんなようなことを危惧いたしておるわけであります。

さて、発見されたことはまあまあよかったと思いますが、発見の端緒は何だったんでございましょうか。これらもお聞きをいたしたいと思います。

○石川政府参考人　御指摘の事案、全国の警察職員が信頼の回復に努めている中で、証拠品を変造したというものでございまして、まことに遺憾のきわみでございます。

そこで、いわゆる検挙重点主義とかあるいは点数主義というものがこういう事案の発生の根底にあるんではないかというお尋ねでございますが、現在、沖縄県警察におきまして交通違反の取り締まりというものを強力に推進中である、そのことによって交通事故を減らしていきたい、そしてまたそれが結びつくんだということで取り組んでおったことは確かでございますけれども、個々の警察官にあるノルマを課すといったようなことはなかったというふうに報告を受けておるところでございます。

それから、こうしたことが冤罪の温床になることではないかといった観点からの御質問でございますけれども、本件につきましてこの経緯を見ておりますと、三月二十七日の午前二時半ごろに不審車両を停止させまして職務質問を行った警察本部の自動車警ら隊の二名の警察官でございますけれども、運転者が飲酒をして運転したことを認め

たということで、酒気帯び運転の禁止義務違反の疑いがあったということで運転者の呼気検査を行ったわけであります。その結果が違反値に達していたと認めまして、運転者に飲酒検知管を確認させた上で、午前二時五十五分ごろに交通切符を作成して、同人もそれに署名、指印をしているわけでございます。

しかしながら、その後になって確認をしたところ、飲酒検知管の数値がぎりぎりで、違反値に達していないというふうに判定されるおそれもあるということをともども語り合いまして、午前三時三十分ごろに、その飲酒検知管を、先ほど御指摘のあったような形で数値というものを変造した、こういうことでございまして、そうした結果、検知管の着色域というのがあるわけでございますが、それが、もともとの数値、交通切符に書かれておる数値よりも高い数値を示している。その証拠あるいは書類というものが警察本部の方に署を通じて送られてまいりまして、そこで担当の警察官が書類上の数値と検知管の数値の違いというものを発見した、そしてきちっとした処理をとった、こういう結果になっておりまして、このこと自体が、チェックシステムがきいておりますので、冤罪の温床ということにはならないであろう。

また、一般的に申しまして、警察といたしましては、法と証拠に基づきまして捜査をきちっとやるんだということで対応しているというところでございます。

そういうことでございます。

○坂上委員　ぜひ答弁どおりの警察行政をしていただきたいと思ってはいるわけです。

ただ問題は、アルコールを含んだスプレーがその交番にあったというんですね。悪く解釈しますと、あらゆる場所にそういうのが置いてあるんじゃないの、こう心配をするわけでございます。何か、それを口に含んで吹きつけたなどといって報道されておりますが、この辺は、ひとつ厳重な調査と厳重な今後の捜査を期待したいと思っております。結構です、ありませんとおっしゃらぬでもいいですから。そういうことを私たちはすっと見ると思うのであります。でありますから、指摘だけいたしたいと思います。

それから、証拠の開示でございますが、これも、きょうはこのことのための質問ではありませんので、どうぞひとつ、最終申し立て処分に対する証拠の開示はできるだけ広く門戸をあけていただきますことも私は要請をしておきたいと思うのであります。でありますから、警察でもやはりこういうことがあるんだということを、最終の処分権者である検察庁にも十分ひとつ認識を新たにしていただきたいことを私は指摘をしておきたいと思っております。

警察庁、お帰りで結構でございます、質問を変えますから。

国有財産の管理に関連して質問をいたします。

新潟県荒川町にあります荒川ゴルフ場問題につきまして、先般、私は法務委員会で質問をいたしました。河川敷を交換する、こういう契約ができ、交換に基づきまして、その会社が現物出資をするという決議があったわけでございます。しかしながら、調査の結果、河川敷の交換は国有財産法第十八条によりできないことになっているにかかわらず、そういう交換契約をした、現物出資決議をした、無効である、こういうことがこの間指摘になりまして、そして、所有権移転をした国有財産は抹消して国が取り戻した、こういう報告をいただきました。

その後、私が調査いたしましたところ、私は、相当な問題点が依然として前以上に残っていることを指摘をしながら質問をしたいと思っております。

平成元年二月二十八日、建設省と荒川のゴルフ場が契約をいたしました。その契約書によりますと、工事を許可するに当たって、その工事に必要な土地は工事するゴルフ場開発会社が所有権を取得するとあるわけであります。だから、工事が始まる前とあるわけであります。そういう意味です。工事に必要なんだ、所有権を取得してから工事をしなさい、こういう契約でございます。

これに基づいて、建設省に河川法に基づく工事申請をいたしました。しかし、実際上は所有権を移転しなくてゴルフ場の工事をいたしました。第五条に、工事が終わったら、その年度ごとに国にこれを引き渡して、国の財産権、所有権とする、こう書いてあるにかかわらず、いまだもって引き渡しがしてありません。工事の完成は三年の四月二十二日であります。工作物受領書というのがあることによってそれが証明をできるわけであります。そしてそれを、国の所有として、国のゴルフ場としてゴルフ会社に貸与して地代を取って今日に来たわけであります。

したがいまして、まず第一点で、こういう約束に反しまして工事許可を与えること、これが一つ建設省の責任でなかろうかと思っております。

それから今度は、工事が終わって引き渡しができたら所有権移転登記をすべきなのに、平成三年から平成十二年の今日まで移転登記がなされておりません。これもまたどんなことでこんなような事態になったのか、簡単に御答弁をいただきたいと思っております。

そして、登記簿謄本、七つありますけれども、相当の面積であります。数町歩という面積でなかろうかと思いますが、七筆、これがことしになって現物出資の登記がしてあります。国の財産なんですね。ゴルフ場なんですね。だから、国に引き渡したものなんですね。それが民間会社に現物出資をしてあるなどということは、一体これはどういうことなんでございましょうか。とんでもないことでございます。現物出資は無効なんじゃなかろうかと思いますが、いかがでございますか。

その次、この物件について、二筆だけ一億円の担保に入っておるわけであります。これがことしになって担保に入れられて、登記がなされました。これは一体、法務省、横領罪に当たるんじゃなかろうかと思いますが、いかがですか。

まずこの点、建設省と法務の民刑のひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○竹村政府参考人　さまざまな質問がございましたが、お答えいたします。

まず、日本海側にあります一級河川荒川におきまして、荒川リゾートという開発会社がゴルフ場を整備するに当たりまして、その事業の一部を、河川工事に該当する低水護岸の整備や高水敷の整正をＮＴＴ―Ａ型事業として実施したところでございます。平成元年二月、今御指摘の締結された協定書は、ＮＴＴ―Ａ型事業として行う河川事業についての協定書でございます。

御承知のように、ＮＴＴ―Ａ型事業は、ＮＴＴ株式の売却収入を活用して、民間事業者が参加して行う公共事業に対して無利子貸し付けを行うことによって、民間事業者を資金面から支援していこうという制度でございます。この制度につきまして、河川事業については、河川敷のスポーツ施設の整備とあわせて行う治水施設の整備等をその対象としておるわけでございます。

そういう意味で協定を結んだわけでございますが、その協定の、今御指摘の第四条のところでございますが、「工事を施行するために必要となる土地は、乙の責任において取得するもの」とされておりますが、当初、この荒川リゾートが用地を買収する計画であったわけで、そういう用地を取得するという、前提となった協定書となっておりました。

その後、用地を取得せずに土地の所有者から承諾を得て工事を実施したと聞いておりまして、河川管理者としては、荒川リゾート開発が工事を行うことについては、土地所有者の承諾があれば特に問題にすべきものはないと考えたものでございます。そのために、土地を取得しないこととなったため、公的なＮＴＴ資金は用地の取得に充当されなかったわけでして、協定書第四条の条項が事実上適用されなかったという実態になってございます。

用地の取得はしなかったということに引き続きまして、用地の引き渡しも当然行っていないわけ

でございますが、NTT―A型事業としましては、資金計画に用地を計上して護岸及び高水敷の用地を取得することとしておりましたが、結果的に用地を取得しなかったために、NTT―A型資金の用地取得への使用を前提とした第五条の用地引き渡しに関する規定も事実上発動されなかったと認識してございます。

○坂上委員　ちょっと待って、法務省。ちょっとよく聞いて。これは動機なんですよ。NTTの資金を導入してやるというのは単なる動機なんですよ。したがって、あとはこれは契約なんです。契約の履行なんですから。この履行に基づいてゴルフ場は、今だれが所有しているのですか。御答弁、どうぞ。

○竹村政府参考人　ゴルフ場の用地は、民間の方々の土地と国の建設省の用地でございまして、国の建設省の河川敷におきましては、河川法二十四条の占用許可という形で許可を与えてございます。

　以上でございます。

○坂上委員　民間はだれですか。

○竹村政府参考人　民間は、荒川リゾートの所有と聞いております。

○坂上委員　そうでしょう。

　民事局長にお尋ねいたしますが、こういう資金を入れてこういう工事をいたします、こういう工事が前提になってこういう契約を履行いたしましょう、こういう約束をした場合、これは無効になりますか。

○細川政府参考人　大変恐縮ですが、先ほどから伺っておりますが、ちょっと事実関係がよくわからないもので一概には御答弁できないのですが、詳しい事情をお教えいただければそれなりの考え方をお示しできるとは思いますが。申しわけございません。

○坂上委員　事実関係がわからぬからといって答弁を差し控えられました。一般的に、動機の無効というのは、契約は無効になりますか。

○細川政府参考人　ただいまの御質問は、民法の錯誤の問題だと思いますが、動機が片側にだけあったというだけでは、そのことだけでは錯誤で無効になるということはございません。動機が表示されて相手方も知っているということが条件となるわけでございます。

○坂上委員　建設省、これはどうお聞きしていますか。NTTの資金が入らぬからといって、この契約は無効になるわけじゃないのですよ。もしもこれが入らなければ無効とするという契約があればいいのだけれども、この契約に基づいて工事をやってきているのだから。建設省、これはどう答弁するの。ごまかしだよ、あなたの答弁。

○竹村政府参考人　河川敷の中の工事は河川法のさまざまな条項によって申請という手続がございますが、今回のこの協定書は、公的なNTT資金を導入するという河川工事に関する協定書でございます。協定書の一条目に、「NTT―A型事業に伴う河川工事（以下「工事」という。）の施行」ということで、NTT―A型を投入する工事についての条項がずっと書いてございます。

　そういうことでございますので、特にこのNTT―A型の公的資金を導入するかしないか、そこにこの協定書が大きな性格を持ったものと認識しております。

○坂上委員　それだったらどうして契約改定しないの。どうですか。改定書はあるかね。

○竹村政府参考人　このNTT―A型に関します工事につきましては、平成三年三月十八日、荒川リゾート開発から河川法二十条工事の変更申請が出されております。そして、同月二十日に、北陸地方建設局長より承認されております。荒川リゾート開発からのその変更申請においては、当初の計画していた用地取得はないという申請が添付されております。平成三年の三月二十日時点には、建設省並びに荒川リゾート開発両者とも合意の上、用地の引き渡しが協定の対象外となったことを確認していると考えております。

○坂上委員　ちょっと見せてください。ちょっと写しを出してくださいよ。

　そうすると、改定になった、こういうことですか。きちっと答えてください。

○竹村政府参考人　今私がお答え申し上げましたのは、三月十八日に河川法二十条工事の変更申請が出されております。それの添付資料に書いてあるというお答えを申し上げました。

○坂上委員　契約は改定されていないでしょう。工事手続の変更だけじゃないですか。この内容は改定されていないのじゃないですか。この内容に基づいて工事ができているのじゃないですか。いかがです。

○竹村政府参考人　この協定書の第六条に、「この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるもの」ということで、両者信頼関係に基づいて河川工事を実施しているものでございまして、事実上両者で、この工事も建設省が受託して工事をやっておりますし、両者ともに実質上さまざまな段階で話し合い、そして調整が行われながらこの事業が進んできたと私は考えております。

○坂上委員　建設省、これは単に工事手続の変更なんですよ。協議なんですよ。この第一条から第五条までの規定は、根本的に何ら変更されていないじゃないですか。ちゃんと契約に基づいて履行してもらわなきゃいかぬじゃないですか。いわゆるNTTから金を借りるのかもらったのかわかりませんけれども、これが入らぬからといっても、単に資金を導入する方法でしかないんですよ。だから、別に金を借りてやれば幾らでもできることなんですよ。しかも、これは建設省がやった工事なんだから。建設省は、単に、資金をNTTに借りるか、国の予算でやるか、それだけの違いじゃないですか。借り入れによってやれるか、そういうことだけじゃないですか。したがって、この契約は何ら変更になっていない。こんなものは、この解釈に疑義があった場合だ。定めのない事項または解釈に疑義があった場合、協議して決めるというんです。これが契約の内容です。わかっていますか。

○竹村政府参考人　先ほど申しましたように、この工事と申しますのは、「NTT―A型事業に伴う河川工事（以下「工事」という。）」のことでございまして、「工事を施行するために必要となる土地は、乙の責任において取得する」と書いてございますが、あくまでもNTT―A型事業の資金計画に基づく用地取得という認識で、両者は当初協定をしております。

○坂上委員　民事局長、今の話を聞いておわかりだと思うのでございますが、資金の導入方法が変わった、そうした場合は契約は無効になりますか。

○細川政府参考人　それは、当事者間の契約締結に至る事情あるいは合意の前提事情、さまざまな事情によるわけでございますので、一概にどっちだということをお答えするというのはちょっと難しいと思っております。

○坂上委員　では、これはこの次もう一度質問を続けることにして、時間がないそうですから。

　やはり民法原則によって、この工事費を、どのような金をもって工事をするかということがポイントなんですね。NTTの金が借りられなかったからこれは無効にしましょうというなら、それはまたいいんですよ。だけれども、NTTの金は借りられなかったけれども、建設省が工事をいたしましょう、工事をした結果は必ず建設省のものにするという約束事があるわけです。だから、ゴルフ場を貸してもよろしい、そして地代を取ってもよろしい、こうなっていると思うのでございますが、この点については、建設省、どう思っていますか。

○竹村政府参考人　河川の歴史的な特性からいいまして、江戸時代から明治にかけまして、土地の所有がはっきりしていない段階で、近代国家になりまして、強い行政権力でもって堤防をかなり強制的に築堤をしました。結果的に、川の中に多くの民地が取り残されております。現在でも多数取り残されております。

　そういう民地が取り残されている中で、私ど

も、さまざまな工事をやったり、または、その土地を持っている方々がその土地の中で自分の、河川管理上影響ない範囲で何か工事をやろうというときは、私どもそれは認めておりますし、そして、今回のような工事におきましても、用地取得を全面的に国のもの、またはそのものにしなきゃいけないというような河川工事の性格ではないと私ども認識しております。

○坂上委員　終わります。ありがとうございました。

○武部委員長　木島日出夫君。

○木島委員　日本共産党の木島日出夫です。四月十八日に続きまして質問をしたいと思います。

犯罪被害者保護法の第三条、公判記録の閲覧及び謄写の問題です。

こういう規定をつくること自体は結構なことだと思うんですが、被害者の閲覧、謄写の申し出を裁判所が認めなかったときに被害者は不服申し立てができるのか、まずそれをお聞きします。

○古田政府参考人　結論的に申し上げますと、不服申し立ては予定しておりません。

○木島委員　予定していないというのはどういうことなんでしょうか、できないということなんでしょうか。できないとすれば、被害者としては閲覧、謄写請求権がないということだと思うんです。何でそんな法律にしたんですか。

○古田政府参考人　刑事裁判における記録につきまして、記録の閲覧、謄写を認め、あるいはこれを認めないということとする措置は、司法行政上の措置と考えられるわけでございます。そういう性質の問題が一点ございます。

それからまた、実質的な問題でございますけれども、公判記録の取り扱いは、その公判の係属しております裁判所の審理に重大な影響を与えるものでございます。したがいまして、その閲覧、謄写の可否は審理の状況とも大変深く関連するわけでございまして、実際にその訴訟を担当している裁判所の判断が尊重されるべき性質のものであり、上級審の審査になじむものとは考えられないということがございます。

さらに、仮に上級審に対して不服申し立てを認めますと、審理の状況等も含めた判断が必要となるわけでございまして、そうすると、審理の状況が一体どういうものであったかというふうなことのいわば点検みたいなこともせざるを得なくなる、また、そのためには一件記録の送付が必要となるわけでございます。そういたしますと、その間訴訟の係属しております裁判所におきます事件の審理が困難になるなど、係属中の公判の遅延が生じるおそれがあるというふうな問題もございます。

以上のようなことを勘案いたしまして、不服申し立ては認めないこととしたわけでございます。

○木島委員　本当に説得力がないと思うんですね。司法行政上の措置だからだめなんだというのはまことにおかしな話で、だからこそ、被害者の権利としてしっかり閲覧、謄写を認めるべきだということが先日の参考人からもここで述べられているわけです。

それから、二番目の理由の、実質的に公判、裁判に重大な影響を与える、それはそうでしょう。だからこそ、この法案の第三条は、被害者が閲覧、謄写を求める、「その他正当な理由がある場合」に限り、なおかつ、裁判官は「犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、」閲覧、謄写できると非常に絞りをかけているわけで、この条文そのものが今答弁にあったような裁判、公判への影響を考えた上で認めましょうという構造になっているんですから、そういうのが正しく判断できないで、客観的に相当だと認められても不当にその裁判官が閲覧、謄写を認めないという場合には、当然被害者の権利として上級審に対する抗告を認め、その限りで上級審が原審の裁判官の行為について当否を下す、判断を下すというのは、私は、全然差し支えないんじゃないか、むしろそういうことをこの法律のつくり方そのものが想定しているんじゃないかと思うんですね。まことに今の答弁では、私は納得できません。

では、続いて民事局長に聞きましょう。

こういう法案を出してきたことによって、今別途出ている民事訴訟法二百二十条の文書提出義務、現在政府から出されているものによりますと、公文書について刑事記録はもう文書提出義務からはなから排除してしまうという建前になっているようでありますが、この考えは変更しますか、民事局長。

○細川政府参考人　御提案中の文書提出命令に関する民事訴訟法の一部を改正する法律でございますが、これは御指摘のとおり、刑事事件に係る訴訟に関する書類を除外対象としております。

まず、御質問に端的にお答えいたしますと、閣議決定を経て提出された法案でございますし、私どもとしては現在これを変更する必要はないというふうに考えております。

○木島委員　まことにおかしいのですね。民訴法二百二十条の文書提出義務も、刑事記録は一切出さなくていいのだというのを出しております。そして、今度この法案が出されてきて、被害者の権利を前進させるという立場から、正当な理由があって、相当と認めるときには閲覧、謄写させることができるというところまで来ているのですから、私は、民訴法の方を見直しすることが求められているのではないかと思います。

しかし、今の答弁から見ても、少なくとも公判記録の閲覧、謄写に関しては全く、国、法務省は被害者の権利という立場で物を考えていないということが明らかになりました。それは、政府が既に賛成をしている国連の被害者の権利を前進させるための諸約束に反している。そういう古臭い態度は是正してもらいたいということを強く要望しておきたいと思います。

次に、法務省にお伺いしますが、今回、刑事公判記録についてはこういう条文をつくったのに、不起訴記録、未提出記録、これらについての規定を全く盛り込まなかったのはなぜでしょうか。

○古田政府参考人　まず、不起訴記録について申し上げますと、これは委員御案内のとおり、現在、刑事訴訟法四十七条で原則としてその公開は禁止されておりますが、ただし書きにより、公益のため必要があって、相当と認めるときは、これを一定限度でいわば開示することができるということとされております。したがいまして、不起訴記録につきましては、既に、ある一定限度では、そういう開示がその保管者の健全な裁量権の行使によってできることとされておりますので、このただし書きの規定があることから、特段、立法措置は必要がないというふうに考えたものでございます。

なお、申し上げますと、この不起訴記録の開示につきましても、代替性のない客観的な証拠を中心といたしまして、被害者などから、その権利の行使などのために必要があるということで御申請があれば、開示をするということで運用を図っているところでございます。

それから次に、不提出記録の問題でございますが、これも委員御案内のとおり、刑事訴訟法四十七条の対象にはなるわけでございます。したがいまして、基本的な取り扱いの考え方は同じようなことになろうかと思いますが、なお、実際問題として申し上げますと、不提出記録は、公判立証上必要とされないというふうに判断されたもの、あるいは関係証拠に照らして信用性に疑義がある証拠なども含まれるわけでございます。したがって、このような証拠は、おおむね民事裁判等においても特段の意義を有するものではないと思われる場合が通常であろうということが考えられます。したがって、その開示を認める必要性、相当性というのも一般的にはそう高くはないように考えられます。

しかしながら、仮に、刑事裁判におきましては重要性が低いといたしましても民事裁判等で重要な意義を有する、そういうものがございますれば、そのような証拠については、先ほど申し上げました刑事訴訟法四十七条ただし書きの規定によりまして、関係者のプライバシー等の侵害のおそ

れや係属中の公判及び将来の捜査に対する支障のおそれなどが認められないという場合、代替性の有無などを考慮してその開示をすることは可能でございます。

○木島委員　刑訴法第四十七条の規定は、被害者の権利としての位置づけでは全くないのですね。公益上の理由があるときには便宜を図ってやるという立場でつくられている条文なんですね。それではやはりいかぬと思うのです。被害者もめったやたら請求するのじゃなくて、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合にこそまさに請求するのであって、この法律もそういう組み立てになっているわけですから、そういう場合には、不起訴記録であろうと未提出、不提出記録であろうと同じなんです。検察官が公判の維持のために提出の必要はないと思った記録でも、被害者の立場からすると、損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合は幾らでもあるのですから、やはりそういう組み立ての法律にすべきだったのではないかということを指摘だけして、次に進みます。

同法の第四条、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の問題です。

民事上の合意がなされてこれを当該刑事裁判の公判調書に記載するについて、刑事被告事件の裁判所はどういう審査をするのでしょうか。合意に至る経緯、真意によってつくられたかどうか、あるいは損害賠償の額の多い少ない、具体的な内容についてまで立ち入った審査をした上で調書をつくるのでしょうか。それとも、そういうことは一切やらずに、そっくりそのまま、出されてきた和解は認めて公判調書に記載するのでしょうか。簡潔に答弁をお願いします。

○古田政府参考人　この和解は既に私人間でなされている合意を取り扱うものでございますので、裁判所といたしましては、まず、申し立てが適法になされているかどうか、これは、身がわりとか人違いとかそういうことがないかというような点、あるいは申し立てが真意に基づいて行われているものであるかどうかの確認、それから申し立ての方式違背の有無、さらには内容といたしまして、これが強制執行力を付与することができるような性質の合意になっているのかどうかという点でございます。

したがいまして、その合意内容の当不当という点についての、そこまでの踏み込んでの審査ということは予定しておりません。

○木島委員　そうしますと、この法律によって、調書に記載された和解調書は裁判上の和解と同一の効力を持つと規定されておりますが、これは当然執行力を持つという意味だと思うのです。

では立ち入ってさらに、この和解調書は既判力を持つのでしょうか。要するに、こういう私的和解が公判調書に載せられますと、もう既に被害者からも加害者からもその問題については争うことができない、金額が小さ過ぎたといってさらに追加の裁判は起こせないということになるのでしょうか。既判力の存否、その既判力の範囲、お答えいただきたいと思います。

○古田政府参考人　この和解は民事上の和解と同じことでございますので、その既判力につきましても、通常これまであります民事手続における和解と同様に取り扱われることとなるわけでございます。

この和解の効力、既判力の及ぶ範囲は、私どもの理解しております限りは、一般的には、学説はいろいろ分かれているようでございますけれども、全般的に既判力を認めるという立場と制限的に既判力を認める立場、あるいは既判力そのものを否定するという立場もあるようでございますが、多数は、和解が実体上無効な場合にはこれは和解の無効が主張できる、逆に言えば、実体法上も和解が有効なときに限り既判力を有するという考え方が多数であるように承知しております。

○木島委員　よくわかりません。私的な和解が合意できたので、これを刑事裁判手続にのせて刑事裁判の調書に記載する、それが執行力を持つ、それはいいのです、わかるのです。

しかし、こういう場合は、片や刑事被告人としてまさに裁判中の身柄、そして間もなく重大な判決も受ける立場、片や被害者、そういう二人の間での私的和解なんですね。ですから、いろいろなことが想定できるんです。被告人の方から見れば、金もないのに、支払い能力もないのに、いい判決、寛大な判決が欲しいというので支払い能力もないような過大な和解をして、いい判決をもらおうとする。被害者の方は、どうせ被告人は実刑判決が下るから金がないだろうからというので、少しでもいいから和解調書をとっておこう。いろいろなことが想定されて、実態に合った、相当な損害賠償額とかけ離れたような和解ができる可能性が大いにあるんですね、こういう場合は。

そんなものに対して刑事裁判所が和解調書でお墨つきをつけるということは、大変後で問題が起きるんじゃないかと私は思うので、今聞いたわけなんです。しかも、審査しないわけですね。額が多過ぎるか少な過ぎるか、実態に立ち入って刑事裁判官は介入しないわけですから、なおさら後になって紛争の火種が大きくなるんじゃないかということを心配するわけです。

そこで聞くんですが、なぜ今回、戦前のような附帯私訴制度にしなかったのか。それはどうなんですか。

○古田政府参考人　附帯私訴を導入すべきではないかという御意見は前からございますが、まず、附帯私訴制度を導入するとなりますと、刑事裁判所で損害額の認定その他民事上のいろいろな問題を解決しなければならない。こういうことになりますと、刑事裁判に対する遅延とかそういうような問題が生じるおそれがあって、その影響が非常に大きいことが懸念される。さらに、現在、民事と刑事の訴訟構造が非常に相違しておりまして、そういう点からも、直ちにそういうふうな制度を現在導入することについては、訴訟構造等の関係からも種々検討を要する問題がある。こういうふうなことがございまして、附帯私訴については慎重な検討を要すると考えたものでございます。

○木島委員　それはわかりました。

しかし、私的な和解が、民事裁判ではないけれども、刑事裁判、国家の裁判ですよね、裁判官が関与して、裁判所のつくる和解調書に載って執行力がつく、公的なお墨がつくんですね。ですから、やはり私は既判力をどう考えるかについても大きな影響を与えると思うんですよ。刑事裁判所が関与した和解調書なんだ、だから金額が多い少ないについては文句言うなという考えに大きく傾きかねないと思うんです。しかし、実際、この法律は、刑事裁判官は、裁判所は内容に立ち入れないというわけですから、そこは非常に心配だなということだけ指摘しておきたいと思うんです。

もう一つ、逆の面から。

せっかく和解調書に載って執行力がついた、国が担保してくれた、しかし現実に履行が確保できるかどうかは別ですね。執行力があるというだけであります。刑事被告人ですから、大体実刑判決を受ければ刑務所に行く。また、大体財産がない人が多いでしょう。だから、履行の確保というのは非常に大事なことだと思うんです。せっかくこういう制度ができて、被害者側からは期待するところが大きいんですが、しかし実際には履行が確保できなかったとなると、かえって被害者や国民の司法そのものに対する信頼が損なわれる、そういう逆の心配も出てくると思うんです。ですから、私は、履行確保は非常に大事だ。

そこで、法務省にお尋ねしたいんですが、履行確保について特段の措置は、国として、法務省として、刑事裁判所として考えるんでしょうか。

○古田政府参考人　この制度の目的は、今まで、示談ができましてもそれが履行されなかったときに、改めて訴訟を起こして債務名義を取得しなければならないということに対する、その問題を解決するために、民事上の和解と同一に扱って執行力を持たせようということで、そういう意味で被害の回復に資するということを目的としているものでございます。

　したがいまして、この制度によっての後の履行は、通常の民事執行の手続と同様に、強制執行に移った場合には、それによって対応することになるわけでございます。

○木島委員　法制度としてはそうなんでしょう。ですから、一歩前進の仕組みを今回つくることになるとは思うんですが、やはり履行確保ができないと、逆に被害者の司法に対する信頼は失墜してしまいはせぬかということを私は指摘しているわけで、それだけに、やはり国は、改めて被害者の被害回復のためにしかるべき措置をとるということがあわせ必要なんではないでしょうか。そのことについては、当委員会へ来られた参考人からも厳しく指摘されたところだと思うんです。

　そのために、やはり基本は、犯罪被害者給付金制度の抜本的充実、予算をしっかりつけるということ、資力のない加害者、被告人にかわって、国がまずこの制度の発動を広げて被害者に対する損害回復をきちっとやる。そして、やった後、国は求償権を持つわけですから、加害者、被告人から求償すればいいわけだと思うんです。

　そのために、先日この委員会に参考人としておいで願った常磐大学の諸澤英道学長から、犯罪被害者基金を国でつくったらどうかという指摘、要望が出されたんですが、これについて法務省の考えをお聞きしたいと思うんです。法務大臣、できますか。

○古田政府参考人　犯罪被害給付金の制度及びこれに関連する問題は、現在警察庁において所管されており、警察当局におきまして必要に応じて諸般の角度から検討をしているものと考えておりますが、今御指摘のありました、例えば犯罪被害者給付のいわば補償金を確保するためのファンドみたいな、こういうふうなものも、国というよりは、私の承知しておりますところでは警察庁の方で、いわばある団体を、そういう基金を何か御用意されているというふうな話も聞いております。

　いずれにいたしましても、この問題につきましては、委員御指摘のように、いろいろな角度から被害者の救済について、これをできるだけ手厚くしていくという方向で物事は考えるべきものだろうと思っております。

○木島委員　時間ですから終わりますが、政府から出された被害者対策関連法案は、犯罪被害者対策として賛成です。しかし、第一歩にすぎない、やるべきことはたくさんあるということを指摘し、また、我が党としては民主党から出された犯罪被害者基本法は賛成であるということを最後に申し述べまして、質問を終わらせていただきます。

○武部委員長　保坂展人君。

○保坂委員　犯罪被害者の保護と救済に当たるこの二法案に対して、いろいろ、もっとこうしてほしい、ああしてほしいとありますけれども、基本的には第一歩ということで評価をする立場から、冒頭、法務大臣に、最近起こった事態について一問だけまずお聞きしたいと思います。

　先日この委員会で日野委員から、例の松山で起きた誤認起訴、真犯人が供述によって出てきてしまったということで、一年余りのいわば根拠なき勾留、拘置をされた件について、古田刑事局長が先月末の答弁で、残念に思うが、自白があって、その時点で検察の判断は合理的と言えてやむを得なかったという答弁をされた。

　その後、記者会見で臼井法務大臣は、やはりこの答弁はまずいんじゃないか、もっと率直に謝るべきは謝ったらどうかという趣旨の御発言をなさったというふうに、これは新聞紙上ですから、この会見の場にいたわけではないのでわかりませんが、このあたり、まず真意を大臣にお聞きをしたいと思います。

○臼井国務大臣　今委員御指摘いただきましたこのような事態というものは、あってはならないということでございますが、残念ながら、こうした事態になったということは極めて遺憾だと思っております。

　一方、一般的に言いまして、どのような形で御本人の立場というものを立証するかというのは、これはいろいろな形があろうかと思っております。

○保坂委員　大臣にもう一度伺いますが、結果的に誤ったことについて、誤認起訴をした検察当局は、やはりこれは誤っていたという反省の意思、あるいはその誤認起訴した男性に対する明快な謝罪ということをするべきではないか、こういうふうにおっしゃったというふうに報道されているのですが、どうですか、報道はさておき、今大臣のお気持ちとして率直なところをお聞かせいただきたいと思います。

○臼井国務大臣　こうした事件につきましては、それぞれ現場の検察においては、証拠あるいは状況等、しっかりと判断をして全力を尽くして対処いたしているところでございます。しかしながら、結果としてこういう形になったということは大変残念なことでございます。

　このことにつきましては、それぞれの個々の事件につきまして経緯のあることでございますから、その結果は、その裁判の結論において御本人の有罪、無罪をはっきりさせるということが、それでよろしいというふうに考えております。

○保坂委員　大臣、個々具体的な事件について、この事件はああだこうだということを法務大臣が言うべきでない、そういう一種の制限が答弁にあるのは存じ上げておりますが、しかし、まさに一般論として、いろいろ数多い事件の中には全くのミスというのも現実にあるわけです。そのミスを認めるところから、今回の片山隼君の事件のあの検察の窓口についても、これはよくなかったということで下稲葉法務大臣がはっきりお認めになった、そこからこの議論はかなり拍車がかかって進んでいったように思うのです。

　ですから、これは一般論でもいいです。こういう誤認起訴、明らかに間違った別人を勾留してしまったというときには、それがわかった段階で率直にきっちり謝罪をする、そういう転換を示すべきではないでしょうか。いかがですか。

○臼井国務大臣　今お話しのような事態、どういう形でそれをお示しすべきかということはいろいろ考える点があろうかと思いますが、一般論として、全くの検察側の過ちでもってもしそういうことがあったとするならば、それはそれなりの対応が必要であると思います。

○保坂委員　では刑事局長、現在のところ、結局その裁判の結果を待つということで、起訴も取り下げないということだそうですが、もう一度伺いますけれども、数多い事件を処理していく中でやはりこれはミスであるということも生じるだろうと思います。そういうときに、これは自白偏重の体質が非常に濃いんじゃないかという指摘も受けている件ですけれども、今、この男性に対して申しわけない、こういう気持ちはございますか。

○古田政府参考人　ただいま大臣からもお答え申し上げましたとおり、結果としていろいろな形で、例えば無罪になったりしていく、そういう場面はさまざまな原因がある場合があるわけでございます。したがいまして、例えば捜査段階で当然検討すべきことを怠っていたとか、こういうふうな話になりますと、今大臣もおっしゃったようなことだろうと思うわけですが、捜査段階、起訴の段階でそれなりの捜査を尽くして、その時点の判断としては、これは通常、当然検察官だったらこういう判断をするであろう、こういうふうな場面での、それが結果的に実は違ったことになっているというような場面ではどうあるべきか、これはまた別な考えがあるのだろうと思うわけでございます。

　いずれにいたしましても、ただ、真犯人が後であらわれて、その間拘置が続いた、勾留が続いた、こういうことについては、それは大変お気の毒だったという気持ちは当然のことだろうと思うわけでございます。

　なお、自白偏重というお言葉もございましたけれども、私自身がこの事件について報告を受けております限り、自白についての裏づけもできるだけとるように努めて判断をしたものと承知をしております。したがいまして、そう簡単に自白偏重

ということではなかったのではないかというふうに私自身は承知しております。

○保坂委員　一言だけ、もう一度確かめますが、無実の罪で一年以上拘置された男性に対してはお気の毒だったというのがお言葉ということでよろしいですか。お気の毒だったというのは何か当事者じゃないような、やはり、自白にいろいろ証拠を照らしていってそれなりのものがあったというのなら、それは無実じゃないということで、そこもまだ覆る可能性もあるのですか。いかがですか。これはお気の毒だったで済みますか。

○古田政府参考人　先ほども申し上げましたとおり、検察官、捜査当局といたしましては、ある事件につきまして起訴、不起訴の判断をする場合には、その証拠関係を十分調査、精査して、その上で判断を下しているわけでございます。

　したがいまして、その点につきまして、これはやはり刑事裁判もいろいろな事態があるわけでございまして、その時点の判断といたしまして、先ほども申し上げましたように、これは合理的なものであるというものでありますれば、その結果について、確かにいろいろなお気の毒なことは起こっても、それはそれで御理解をいただかざるを得ないというふうに考えているわけでございます。

○保坂委員　古田局長は立法実務のプロでもあり、また大変多大な経験も積まれていると思うのですけれども、やはり人間の言葉で表現するというのも今日大事だと思うのですね。お気の毒だったと言うと、これはかえって誤解を招きますよ。無実の方を勾留して相済まなかったということがやはり一言あってしかるべきだと僕は思います。後でまた大臣にもお聞きしますが。

　それでは、民主党の北村先生、民主党提出の法案について、端的に一問に絞りますが、法務大臣に私ども聞いていったところ、個別救済でとりあえず目についたところをやるということで、やはり基本法だなというところで私は意見は一致しているのですが、あえて個別の積み上げではなくて基本法からスタートすべきだと考えた理由について、お述べいただきたいと思います。

○北村（哲）議員　なぜ個別施策の積み上げではなくて犯罪被害者の基本法が必要かというふうな御質問だと思います。

　犯罪被害者はこれまで大変悲惨な状況に置かれてきたことについては、本委員会委員の皆様の共通の認識だと思います。確かに、警察庁や法務省でそれぞれの対策が積み重ねられて、かなりの評価もできます。しかしながら、総合的な意味での真の解決にはほど遠いと考えます。犯罪被害者が少なくとも加害者と同等の権利保障を得るには、まず犯罪被害者の権利の根拠と被害者対策の基本理念を明らかにする必要があると考えます。

　私たちは、憲法十三条の個人の尊厳、あるいは二十五条の生存権の保障などの規定に基づいて、国あるいは地方公共団体が犯罪被害者が受けた被害の回復、そして犯罪被害者などの社会復帰を支援する責務を有することを明らかにするために、この法案の第二条で基本理念を定めて、「犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、被害の状況等に応じた適切な処遇を保障される権利を有するものとする。」と規定しました。さらに同二項で、今度は「何人も、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害してはならない」として、いわゆる犯罪被害者のプライバシーの尊重、尊厳というものを規定いたしました。

　次に、個別の施策では、それぞれ必要ではありますけれども、しょせんちぐはぐというか継ぎはぎの組み立てしかできなくて、計画的あるいは総合的な取り組みにはならないという点が問題であります。個別省庁の縦割り対策では限界があると考えております。

　私どもが提起したこの基本法に基づくいわゆる犯罪被害者等支援基本計画のもとに、経済的側面、精神的側面あるいは刑事的側面のいずれも含む総合的な、統一的な対策が必要であると思っております。ここで多くの参考人も述べられたように、これは全省庁にわたる問題であるということで、今ここで論ぜられておる閣法については、その一部分、一つのパート、刑事訴訟の場面だと思います。

　そして第三に、最後に、各参考人が多く言われたように、犯罪被害者の支援は国際的な要請でもあるという点であります。国連の被害者人権宣言を通じて、既に欧米を中心とする多くの国々で被害者の権利を確立して、法整備を進めるとともに、民間の被害者支援機関が組織されて、国と社会がともに挙げて総合対策に取り組んでいるということの要請にも基づいていると思います。

　以上でございます。

○保坂委員　大変立派な法案で、こういう人権にかかわる法案は、私ども法案提出権のない、悲哀をかみしめている少数野党にも、ぜひ、仲間に入れていただければなおよかったと思います。

　法務大臣に率直に伺いますが、民主党のフレーム、基本法でいこう、これは何かいけないところはありますか。民主党案、ここはよくないという。どうですか、評価する点も。短くていいですから、基本法でいくかどうかで。

○臼井国務大臣　民主党提出の法案につきましては、立場上所見を述べるということは差し控えさせていただきたいと思いますが、あえて申し上げるとすれば、被害者保護の問題につきましては、まずもって個別具体的な施策を着実に実施していくということが肝要であると考えておりまして、今後省庁連絡会議等の中で、さらに行うべきものがございましたら逐次前進をさせていきたいと考えております。

○保坂委員　刑事局長に伺いますが、先ほどの話とも同質の問題かもしれませんけれども、あの片山隼君の事故、事件があって、検察窓口の扱いの問題あるいは捜査を尽くされたかという問題を振り返られて、東京地検次席検事が異例のコメントを発表されましたね。この捜査については問題があったと。

　私は、実はこれは日本の刑事司法の一大転換点だというふうに見ているのですね。やはり検察官も人の子、間違いもあるし判断ミスもある。そこを率直に認めるということが、大変大きな真実の解明あるいは検察の信頼回復にもつながっていくのだと思うのです。

　今回こういう法案ができて、あの片山隼君のときのような対応が繰り返されないことを私ども望みます。そしてまた、現場の検察官や検察事務官について、研修、さらに今までやっているものをただ続けるだけじゃなくて、新たに、間違いを率直に認めたり被害者の立場に非常に想像力をめぐらすという部分で御計画がありましたら、簡単にお願いしたいと思います。

○古田政府参考人　ただいま委員御指摘のような被害者の方々等に対する配慮につきましては、これまで個別的にもいろいろな機会にやってきているわけですが、今後は、検察官あるいは検察事務官に対する研修、これはまとめてやる場合が多いわけですが、そういう機会の中に取り込むというようなことを、実際に今やっておりますが、今後とも検討していきたいと思っております。

○保坂委員　では、大臣、最初のやりとりにちょっと戻りたいと思うのですけれども、松山の話なんです。

　私は、局長も大変すぐれた方だと思って尊敬しているのですね。ただ、どうもやはり日本語の使い方の中で、お気の毒だったというのは、これは離れて見ている方が使う言葉なんですね。どっちかというと客観的第三者の使用する言葉と言ってよいかと思うのです。

　ですから、やはり当事者ですから、一人の社会人を一年以上勾留してしまった、自白があった、あるいはそれを裏づける何がしかがあるように見えた、しかしそれは間違いだということが明らかであれば、公判の判決を待たずともやはりそこを振り返る人間らしい言葉が必要だと私は思うのですね。それが法務行政への信頼回復につながっていくんだということも大臣よくおわかりだと思うのですが、いかがでしょうか。

○臼井国務大臣　今委員御指摘のように、無実の

方を勾留してしまっておったというふうなことにつきましては、まことに残念なことでございますし、またこういうことはあってはならないことでもございますので、深い反省をしなければならない、こういうふうに考えております。

　また一方、一般的に言って、その方の無罪を証明するというやり方にはいろいろなやり方があろうかと思っておりまして、私どもも、それはそれとして、それらのことを反省し、今後そういうことのないようにいたすという努力をさらにしていかなければならないと考えております。

○保坂委員　ありがとうございました。

　あと一分ぐらいあると思うので、刑事局長、今大臣は、深くこれを反省し、実際の扱いについてはこれはいろいろやり方があるだろうとおっしゃいました。この言葉をやはり受けとめていただきたいのですが、いかがですか。

○古田政府参考人　もとより私も、無実の人が長期間勾留されるような結果になるということについては、これはとにかく避けなければならない、これは当然のことだと認識はもちろんしているわけでございます。

　そういう意味で、大臣のおっしゃっていることも私も当然のこととして受けとめておりますが、先ほどちょっとお気の毒という言葉が適切ではないのではないかという御指摘を受けまして、おっしゃることも十分理解できますが、私の申し上げたかったことは、そういうことになった事態というのは非常に重く受けとめる必要がある、そういうつもりで申し上げたわけでございますので、御了解いただきたいと思います。

○保坂委員　刑事局長、大臣がここで反省という言葉を政治家としてはっきり使われたということをぜひ現場は重く受けとめてください。大臣が反省は言うけれども、現場は言わないというのでは困ります。よろしくお願いします。

　終わります。

○武部委員長　杉浦正健君。

○杉浦委員　自由民主党の杉浦でございます。

　民主党北村哲男君外三名御提出の犯罪被害者基本法案について、若干お伺いさせていただきます。

　まず、我々立法府に所属する人間ですから、我々は立法権を専有しているという趣旨で、こういう基本法案を出されたことについては、議員の一人として敬意を表したいと思います。

　我々、正直に申して、後ほど何点か御質問しますが、賛成はできないわけなんです。ただ、この問題について国連の宣言がありという状況でございますので、今、基本法案が民主党から提出されてやっておりますが、基本法があってもいいのではないかという点では考えを共有いたしておることだけは申し添えさせていただきたいと思います。

　正直言って、北村先生たちも、御提出された基本法案が、成立させたいというお気持ちはあるかもしれないけれども、成立すると思って出されたものでないように拝察しておるのです。

　というのは、法務省当局とのすり合わせを十分にやっておられませんし、私どもにも正直言って御相談がなかったわけであります。これは釈迦に説法なんですが、あのオウム二法のときも、まず、政府提出の前に我々は民主党さんとよく御相談して基本構想、こういう方向で行こうということで相当準備したわけですし、大分野党にはおしかりを受けた組織三法につきましても、二年余にわたりまして、自社さの協議から始まり、自・民、自・自、自・公、各党間協議もやり、四党協議も重ねて、十分な修正協議をやった上で大幅修正した、換骨奪胎的な修正をやったという実情は御存じのとおりなんですが、こういう基本法というものを制定するとすればそういう手順を踏んでいただきたかったな、そうすれば、もっと前向きに我々が取り組めたかとも思うわけでございますが、私の言ったことに何か感想があればどうぞ、北村先生。

○北村(哲)議員　確かにすべての政党に、先ほども社会民主党の方からも一緒にやりたかったというお話がありました。そういう点はやや急いだ感じは否めません。

　しかし、法務省と相談しなかったとか、そういう点は私どもは、立法権は国会にありということで、議員同士でお話しすることで十分だと思いますし、また、成立しないことを前提に出したということはありません。私どもはこういうものを、多くのこちらの参考人の、本当に業界のトップの方々に高い評価をいただいているということについては自信を持っております。

　ですから、御相談をしてこなかったというのは、確かに今、緊急の問題であるということを踏まえて申し上げなかった点はあります。今後それは改めていきたいと思っておりますけれども、中身については、私どもも自信を持って世に問う、そして国会の皆様に問う法案だと思っております。

○杉浦委員　この法案、全体を通して見てみますと幾つか問題点があると思うのですが、正直に言って、私は、もっと具体的にいろいろ細かく検討して、詰めなければいけない点があるのではないか。今から申し上げるところはそのうちの一部だと思うのでございますが、あると思います。

　まず、基本理念が中心だと思うのですが、第一項に、「保障される権利を有するものとする。」ことうございます。その後の方に、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務等々、法制上の措置も講じろというような極めて骨格的な規定があり、そして、政府が支援基本計画を立てなければいかぬとか施策を講じろとか、それから審議会を設けなさいというような規定がずっと続いておるわけでございます。

　こういう規定ぶりを拝見しますと、お考えになっている権利というのは、憲法上、社会権の、二十五条の規定ですか、講学上プログラム規定である、つまり、そこにある権利から直接請求権は発生しないという考え方があるわけなんですが、そういう権利としてお考えになるのか、あるいは、これに基づいて、国とか地方自治体とか、被害者から具体的に権利が発生するんだ、少し疑念を生じさせる全体構成だと思うのですが、その点についていかがでございましょうか。

○北村(哲)議員　まさに委員のおっしゃるとおり、これは直接的権利じゃなくて、私ども講学上言っておるプログラム規定だというふうに思います。

　本案は、第一条の目的及び第二条の基本理念で、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものと規定しておる、おっしゃるとおりです。

　これは、昨今の犯罪被害者等の悲惨とも言える状況にかんがみて、犯罪被害者が本来有している権利を改めて法文の中で確認したものであって、国及び地方公共団体は、この基本理念にのっとって、犯罪被害者等の支援対策の策定あるいは実施の措置を講ずることになるわけでございます。

　こういう抽象的あるいはプログラム的な権利、犯罪被害者の権利は、国及び地方公共団体に対して、本案のこれだけを、この基本法を根拠に何らかの具体的な請求がなされることができるというような性質じゃない、その意味では抽象的、プログラム的であります。したがって、今後、これらの犯罪被害者等の権利を具体化するために、本案を基本法とした各個別法の制定が急がれるということになると存じます。

○杉浦委員　審議会を設けなければいけないとか基本的施策を講じなければいけない、お考えはわからないわけじゃないのですが、私どもも今、政府・与党を挙げて、小さな政府、役所の仕事を減らすということで一生懸命やっておるわけでございまして、今政府の方では省庁連絡会議を設けて調整していこうというお考えなので、スタートとしてはそれで十分じゃないかと私どもは思っておるわけであります。

　プログラム規定であるとすれば、被害者の範囲を宣言と同じようなことで広げられるのは別にあれですが、権利性を持ったものだというお考えが若干あるとすれば、全体構成ではそういう感じがしますので、経済事犯や過失犯も入った被害者と

いう構成、第一条の規定も広過ぎるかなと思ったりもしておる次第でございます。

いずれにしても、お考えはよくわかったのですが、これ以上質問はいたしませんが、我々としては、国連の宣言の求めておるのは、司法へのアクセスとか、司法手続の改善が主たるものです。国の責務として強調しているのは、加害者が無資力で万一弁償が受けられない場合、そういう場合の補償は考えなければいけないのじゃないかという措置を、努めろという程度を言っているわけでございまして、やはり自己責任の社会、加害者が違法行為に基づいて被害者に補償するというのは大原則でございますから、将来考えられる基本法にしても、国連の宣言を中心に置いて、では我々の社会においてどう考えるかを検討していくべきだと思っていることだけを申し上げさせていただいて、実は五分縮められてしまったものですから、大変恐縮でございますが、終わらせていただきたいと思います。

○武部委員長　倉田栄喜君。

○倉田委員　民主党提案の犯罪被害者基本法案についてお尋ねをいたします。

時間が押しておりまして、私の時間も短くなりましたので、簡潔にお答えいただければと思います。

まず、この民主党提案の立場では、被害者が刑事裁判に参加する立場をどのようにお考えになっておられるのか。先般、本会議でお聞きしましたときに、総則で権利性ということを強く主張されてお答えになっていただきましたけれども、その中で、具体的権利としてはどのようなものをお考えになっておられるのか。

まず、この二点について簡潔にお答えいただきたいと思います。

○北村（哲）議員　刑事裁判は、国の刑罰権の有無及び限度を確定するための手続でありますけれども、特定の被告人に対する刑罰権の有無が問題になるのは、そこに犯罪行為が存在するからであって、その犯罪行為によって被害を受けた方、すなわち犯罪被害者等の被害感情が国家の刑罰権の発動に対してしんしゃくされなければならない、これは当然のことであります。そのような取り扱いをすることは、刑罰権をゆだねられた国の責務であると考えております。

そして、刑罰権の発動に関して、犯罪被害者等にそのような関与を認めることが、被害者等の精神的被害を中心とする被害の回復にもつながっていると考えております。その意味で、犯罪被害者等が、国による刑罰権の行使に関してその意見を述べる機会や、刑事手続の進捗状況についての情報提供等を受けられることは被害者等であることによる当然の権利であると考え、そのことを本法案に明記したものであります。

以上でございます。

○倉田委員　そうしますと、やはり現行の刑事訴訟法にどうしてもかかわらざるを得ない話になってくると思いますけれども、現在の刑事裁判の構造を変更しなければならないということか。そうしますと、現行刑事訴訟法を非常に大きく変更するということをお考えになっておられるのかどうか。これは結論だけお聞かせください。

○北村（哲）議員　これは、今は変える必要はないと思っているんです。ぎりぎりの場面では確かに抵触する場面が出てくると思いますけれども、今はそこまで詰めては考えておらないということで、なるべく根幹に触れない。周辺を整備する。確かに、例のつい立ての問題とか、証人尋問権を若干侵害するかもしれないけれども、しかし、その基本構造は変えないという立場でございます。

○倉田委員　今の問題、犯罪被害者等の権利をどういうふうに位置づけるかということについては、本当に大きな課題なんだろうと思いますので、さらに詰めてみなければいけないのではないのか、このように思います。

そこで、犯罪被害者等の保護を図る法律案について、少しまだ、この委員会で残っている問題だなと私が認識いたしておりますのは、先般も、犯罪被害者の方々に一般の参考人としておいでをいただき、お話を聞きました。お話の中で、私、これも一つ大きな課題だなと思いましたことは、いわゆる犯罪報道あるいはその二次被害の問題であります。

捜査段階における警察の記者会見、マスコミ等は早く真相を知りたいものですから、記者会見を求める。しかし、この記者会見で発表されたことが必ずしも本当であったのかどうか、あるいは被害者の立場というのを本当に配慮しながらなされたものかどうか、わからないことが結構あって、今、現実にも大きな二次被害を受けておられて、被害者の方々はさらにそれによって大きな被害を受ける。この間も、ある意味では、マスコミに対する不信というものもお示しになっておられたと思うわけであります。

そうすると、結果として被害者が、例えば誤りであった報道等によって二次的に被害、また精神的負担を大きくしてしまうということが現実に起こっている。これについて、やはりこれもなかなか難しい問題だなと思うわけでありますけれども、どう考えればいいか、山本政務次官にお聞きします。

○山本（有）政務次官　犯罪報道による二次的な被害の発生をどう防ぐかということでございますが、報道機関におきまして十分に御配慮をいただきたいと思うと同時に、捜査当局におきましても、犯罪事実等を公にする場合には、犯罪被害者のプライバシーを侵害しないなど、被害者やその家族の立場に配慮する必要があり、また、その内容に誤りがあってはならないことは当然でありますので、そのような点に十分配慮しつつ、適切に対応していくべきであろうと考えておる次第でございます。

○倉田委員　大臣にお答えいただければ、こう思うわけでありますけれども、いわゆる報道の自由は、国民の知る権利の保障をしていくという意味で、我が国では根本的な一つの憲法で保障された自由であろう、こういうふうに思います。

しかし、一方で、今次官からもお答えいただいたように、誤った報道によって非常に被害を受けてしまう、さらに非常に苦しい立場に置かれてしまうという方々がおられるのも事実なんですね。

もちろん、報道するについては、報道倫理であるとか一般の規定というのは、各社が自主規制の中でおやりになっていることだと思うんです。それが、やはりきちんと機能していかなければならないな。もちろん、それをがんじがらめに、やはり一つの幅はあるんだろうとは思いますけれども、しかし、これはちょっとひどいんじゃないかなということも現実には起こっています。

そういう意味からすれば、確かに自主規制のルールはあるとしても、報道の自由ということと犯罪報道については、やはり何らかのルールが必要なのではないか。もうちょっと国民の皆さんが、ああ、それならねということが、ルールが各社においてももっと明示されてもいいと思いますし、そういうことが必要なのではないのか、こういうことを一点思います。

それから、これは従来からも問題提起されておりますけれども、明らかに誤った報道があって、それによって名誉が毀損をされる、大きな精神的負担を受ける。そういう場合については、いわゆる懲罰的賠償請求というんですか、懲罰的賠償制度というのをもう考える時期に来ているのではないのか、こういうふうに私は思うわけでありますけれども、最後に、この二点について、できたら法務大臣に御所見をいただければと思うんですが。

○臼井国務大臣　ただいま委員御指摘をいただきました報道の自由、報道のあり方につきましては、大変難しい問題があるように思っておりまして、まずは報道機関におきまして自主的に犯罪被害者やその家族の立場に十分配慮した適切な対応をとっていただくことが望ましいと考えているのでございます。

また、誤報道等によって被害を受けた場合の被害回復というものは大変重要なものであると認識をいたしておりますが、御指摘の懲罰的な損害賠

償の制度につきましては、加害者に対する制裁の制度としての刑事責任との区別を混同することにならないかどうか、加害者に制裁を加えることによって被害者が損害の範囲を超えて利益を得るのは合理的であるのかどうか、乱訴のおそれがないだろうか、そういったそれぞれ大変難しい問題もございまして、今後、慎重な検討が必要であると考えております。

○倉田委員　大変難しい問題であるということは承知をいたしているわけであります。しかし、だからといって、いわゆる二次被害での加害者になってはいけないということは報道機関も同じであろうと思います。

ぜひ御検討をお願いいたして、私の質問を終わります。

○武部委員長　ただいま議題となっております各案中、内閣提出、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案の両案に対する質疑は終局いたしました。

○武部委員長　これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武部委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武部委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○武部委員長　この際、ただいま議決いたしました両法律案に対し、横内正明君外六名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党、社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。横内正明君。

○横内委員　ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案並びに犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

一　政府及び国の関係機関は、犯罪被害者等に対する保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。

二　政府及び国の関係機関は、両法律について、犯罪被害者等の保護の趣旨とともに、刑事司法の適正な運営及び反対尋問権の保障を含む被告人の権利に配慮しつつ、適正な運用の確保に努めること。

三　政府は、現行法上採り得る犯罪被害者等の保護に資する措置については、両法律の施行前においても、両法律の趣旨を踏まえた運用がなされるよう努めること。

四　政府は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべき存在であることにかんがみ、関係省庁の密接な連携及び民間支援組織との協力の下に、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するため、犯罪被害給付制度の拡充、民間の被害者支援組織等への援助、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備等の精神的支援、経済的支援などを含めた総合的な犯罪被害者対策の推進に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○武部委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

横内正明君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武部委員長　起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。臼井法務大臣。

○臼井国務大臣　ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○武部委員長　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武部委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○武部委員長　次に、内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。臼井法務大臣。

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○臼井国務大臣　最初に、商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社分割の制度を創設するため、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとするものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

まず、商法につきましては、第一に、会社分割の形態として、分割によって設立する株式会社に分割をする株式会社の営業を承継させる新設分割の制度及び既に存在する他の株式会社に分割をする株式会社の営業を承継させる吸収分割の制度を創設することとしております。

第二に、分割によって設立する株式会社または分割によって営業を承継する株式会社が分割に際して発行する株式を、分割をする株式会社またはその会社の株主のいずれにも割り当てることができることとしております。

第三に、株式会社が分割を行うには、分割計画書等を作成して株主総会の特別決議による承認を受け、また、事前に分割する株式会社の貸借対照表、分割計画書等を本店に備え置いて株主及び債権者の閲覧等に供すべきこととするとともに、分割に反対した株主に株式買い取り請求権を認め、さらに、債権者に対しては債権者保護手続を経ることとして、株主及び債権者の保護を図ることとしております。

第四に、分割によって設立する株式会社等が分割をする株式会社から承継する財産の価額がその会社の総資産の価額の二十分の一を超えないとき等には、その会社は、分割計画書等につき株主総会の承認を要しないこととし、分割手続の簡素化を図っております。

第五に、分割によって設立した株式会社等は、

分割計画書等の記載に従い、分割をした株式会社の権利義務を包括的に承継することとしております。

第六に、分割の手続等に瑕疵があった場合等には、株主、分割を承認しなかった債権者等は、分割無効の訴えを提起することができることとしております。

次に、有限会社法につきましては、分割によって設立する会社を有限会社とする新設分割を有限会社または株式会社が行うこと及び吸収分割を有限会社と他の有限会社または株式会社との間で行うことができることとし、分割計画書等の社員総会の特別決議による承認、分割計画書等の開示、債権者保護手続等について、株式会社の場合と同様の規定を設けることとしております。

最後に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、会社分割の制度の創設に伴い、所要の改正をすることとしております。

続いて、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法ほか百四十九の関係法律について規定の整備を行おうとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○武部委員長　これにて両案に対する趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

――――◇――――

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律

（商法の一部改正）

第一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節ノ三　資本ノ減少」を

「第六節ノ三　会社ノ分割
第一款　新設分割
第二款　吸収分割
第六節ノ四　資本ノ減少」

に改める。

第二百十条第二号中「合併」を「営業ノ全部ヲ承継セシムル吸収分割、合併」に改め、同条第四号中「第二百四十五条ノ二」の下に「、第二百四十五条ノ五第三項」を、「第三百五十八条第五項」の下に「、第三百七十四条ノ三第一項（第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四条ノ二十三第五項」を加える。

第二百十条ノ二第五項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ依リ定ムル譲渡スベキ株式ノ総数ハ其ノ決議ヨリ前ニ為サレタル同項ノ規定ニ基ク決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノ及第二百八十条ノ十九第二項ノ決議ニ依リ定メタル新株ノ引受権ノ目的タル株式ニシテ未ダ発行セラレザルモノノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百十一条ノ二第一項第一号中「株式移転」の下に「、会社ノ分割」を加える。

第二百十二条第一項中「株式ハ」の下に「会社ノ分割又ハ」を加える。

第二百二十二条第三項中「株式移転」の下に「、会社ノ分割」を加える。

第二百三十条ノ四第一号中「株式移転」の下に「、分割」を加える。

第二百三十条ノ九中「算入セズ」の下に「第二百四十五条ノ五第六項、」を、「第三百五十八条第八項」の下に「、第三百七十四条ノ二十三第八項」を加える。

第二百四十五条ノ四の次に次の一条を加える。

第二百四十五条ノ五　会社ガ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ヲ為ス場合ニ於テ其ノ対価ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ会社ニ於テハ第二百四十五条第一項ノ決議ニ依ルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ営業全部ノ譲受ヲ約シタル日ヨリ二週間内ニ相手方タル会社ノ商号及本店並ニ第二百四十五条第一項ノ決議ニ依ラズシテ営業全部ノ譲受ヲ為ス旨及其ノ要領ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ会社ニ対シ書面ヲ以テ営業全部ノ譲受ニ反対ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ営業全部ノ譲受ニ係ル契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ満了ノ日ヨリ二十日内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十五条ノ三第二項乃至第五項及前条ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

会社ノ発行済株式ノ総数ノ六分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ第三項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手続ニ依ル営業全部ノ譲受ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二百八十条ノ十九第三項中「前ノ同項ノ」を「前ニ為サレタル同項ノ規定ニ基ク」に、「発行サレザル」を「発行セラレザルモノ及第二百十条ノ二第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザル」に改め、同条第五項を削る。

第二百八十五条ノ七中「又ハ」の下に「吸収分割若ハ」を加え、「附シ」を「付シ」に改める。

第二百八十八条ノ二第一項第三号の次に次の二号を加える。

三ノ二　新設分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ五前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

三ノ三　吸収分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ二十一前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

第二百八十八条ノ二第二項の次に次の三項を加える。

分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ二ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヨリ同項ノ規定ニ依リ資本準備金ト為サザル金額ニ相当スル金額ヲ控除スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金ヨリ控除スル金額ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ利益準備金ト為ス額ヲ超ユルコトヲ得ズ

分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ三ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザ

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二百九十四条ノ二第一項中「関シ」の下に「自己又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」を加え、同条第二項中「無償ニテ」の下に「自己又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」を、「有償ニテ」の下に「自己又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」を加え、「会社ノ」を「自己又ハ其ノ子会社ノ」に改め、同条第三項中「会社ニ」を「会社又ハ其ノ子会社ニ」に改め、同条第四項中「規定」の下に「(子会社ガ有限会社ナルトキハ其ノ子会社ニ付テハ有限会社法第三十一条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十七条第二項乃至第六項及第二百六十八条乃至第二百六十八条ノ三ノ規定)」を加える。

第三百四十六条中「株式移転」の下に「、分割」を加える。

第二編第四章中第六節ノ三を第六節ノ四とし、第三百七十二条の次に次の節名及び款名を付する。

第六節ノ三　会社ノ分割

第一款　新設分割

第三百七十三条及び第三百七十四条を次のように改める。

第三百七十三条　会社ハ其ノ営業ノ全部又ハ一部ヲ設立スル会社ニ承継セシムル為新設分割ヲ為スコトヲ得

第三百七十四条　会社ガ新設分割ヲ為スニハ分割計画書ヲ作リ株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

分割計画書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　分割ニ因リテ設立スル会社ノ定款ノ規定

二　分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ノ種類及数並ニ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項

三　分割ニ因リテ設立スル会社ノ資本ノ額及準備金ニ関スル事項

四　分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五　分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル権利義務ニ関スル事項

六　分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ資本又ハ準備金ノ減少ヲ為ストキハ減少スベキ資本ノ額又ハ準備金ニ関スル事項

七　分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ分割ニ際シテ株式ノ消却又ハ併合ヲ為ストキハ其ノ方法

八　分割ヲ為スベキ時期

九　分割ヲ為ス会社ガ分割ノ日迄ニ利益ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

十　分割ニ因リテ設立スル会社ノ取締役及監査役ノ氏名

十一　会社ガ共同シテ分割ニ因リ会社ヲ設立スルトキハ其ノ旨

分割計画書ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

分割ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムル場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

但シ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ割当ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百七十四条の次に次の十四条及び一款を加える。

第三百七十四条ノ二　取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前ヨリ分割ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

一　分割計画書

二　分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三　各会社ノ負担スベキ債務ノ履行ノ見込アルコト及其ノ理由ヲ記載シタル書面

四　前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル分割ヲ為ス会社ノ貸借対照表

五　前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

六　分割ヲ為ス会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

七　前号ノ損益計算書ノ外第四号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ損益計算書

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三百七十四条ノ三　第三百七十四条第一項ノ株主総会ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ分割ニ反対ノ意思ヲ通知シ且総会ニ於テ分割計画書ノ承認ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ四　会社ハ第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ分割ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス

但シ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割後モ分割ヲ為ス会社ニ対シ其ノ債権ノ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得ル債権者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第百条第一項後段第二項第三項及第三百七十六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ五　分割ニ因リテ設立スル会社ノ資本ハ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ承継スル債務ノ額及分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額、無額面株式ヲ発行スルトキハ五万円ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス

第三百七十四条ノ六　分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ分割ニ因リテ設立スル会社ニ承継セシムル財産ニ付分割ヲ為ス会社ノ会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額ガ其ノ会社ノ最終ノ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル額ノ合計額ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ第三百七十四条第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ分割計画書ニ第三百七十四条第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ第三百七十四条ノ二第一項中「前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」トアリ及同項第四号中「前条第一項ノ株主総会ノ会日」トアルハ「第三百七十四条ノ四第一項ノ規定ニ依ル公告又ハ催告ノ日中先ノ日」ト、第三百七十四条ノ四第一項中「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計画書ヲ作リタル日」トシ、第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三百七十四条ノ七　分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ニ際シテ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セ

ザルトキハ分割ヲ為ス会社ハ分割ヲ為ス旨及一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主ガ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ヲ受クル権利ヲ有スベキ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ会社ガ分割ヲ為シタルトキハ分割ニ因リテ設立シタル会社ハ遅滞ナク同項ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ対シテ其ノ株主ノ受クル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百七十四条ノ八　会社ノ分割アリタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ分割ヲ為シタル会社ニ付テハ変更ノ登記、分割ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ第百八十八条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ニ因リテ転換社債、新株引受権付社債又ハ第二百八十条ノ十九第一項ノ新株ノ引受権ニ係ル義務ヲ承継シタルトキハ前項ノ登記ト同時ニ転換社債ノ登記、新株引受権付社債ノ登記又ハ同条第一項ノ新株ノ引受権ノ行使ニ因リ発行スベキ株式ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十四条ノ九　会社ノ分割ハ之ニ因リテ設立シタル会社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前条第一項ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十四条ノ十　分割ニ因リテ設立シタル会社ハ分割計画書ノ記載ニ従ヒ分割ヲ為シタル会社ノ権利義務ヲ承継ス

第三百七十四条ノ四第一項ニ規定スル各別ノ催告ヲ受ケザリシ債権者ニ対スル分割ヲ為シタル会社ノ債務ニ付テハ分割計画書ノ記載ニ拘ラズ之ヲ負担スルモノトセラレザリシ会社モ亦其ノ弁済ノ責ニ任ズ但シ分割ノ日ニ於テ有シタル財産ノ価額ヲ限度トス

第三百七十四条ノ十一　取締役ハ第三百七十四条ノ四ニ規定スル手続ノ経過、分割ノ日、分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ヨリ承継シタル権利義務並ニ財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ分割ニ関スル事項ヲ記載シタル書面ヲ分割ノ日ヨリ六月間本店ニ備置クコトヲ要ス

株主、会社ノ債権者其ノ他ノ利害関係人ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三百七十四条ノ十二　会社ノ新設分割ノ無効ハ分割ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ分割ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ訴ハ分割ヲ為シタル会社又ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス

前項ノ規定ニ依リ二以上ノ裁判所ガ管轄権ヲ有スルトキハ先ニ訴ノ提起アリタル裁判所ノ管轄ニ専属ス

裁判所ハ著キ損害又ハ遅滞ヲ避クル為必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ訴訟ノ全部ヲ第三項ニ規定スル裁判所ニ移送スルコトヲ得

第百五条第二項乃至第四項、第百六条、第百九条、第百十条及第二百四十九条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ十三　分割ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ分割ヲ為シタル会社ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割後負担シタル債務ニ付其ノ弁済ノ責ニ任ズ

分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割後取得シタル財産ハ分割ヲ為シタル会社ノ所有ニ属ス

会社ガ共同シテ分割ニ因リ会社ヲ設立シタル場合ニ於テ分割ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ分割ヲ為シタル会社ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割後負担シタル債務ニ付連帯シテ其ノ弁済ノ責ニ任ズ

前項ニ規定スル場合ニ於テハ分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割後取得シタル財産ハ分割ヲ為シタル会社ノ共有ニ属ス

前二項ノ場合ニ於テハ各会社ノ負担部分又ハ持分ハ其ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ裁判所ハ請求ニ依リ分割ノ時ニ於ケル各会社ノ財産ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第三百七十四条ノ十四　分割ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ分割ヲ為シタル会社ニ付テハ変更ノ登記、分割ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ解散ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十四条ノ十五　第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第二百十四条第二項及第二百十五条乃至第二百十七条ノ規定ハ会社ノ分割ノ場合ノ株式ノ併合ニ之ヲ準用ス

第二百十七条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズル場合ニ之ヲ準用ス

第二款　吸収分割

第三百七十四条ノ十六　会社ハ其ノ一方ノ営業ノ全部又ハ一部ヲ他方ニ承継セシムル為吸収分割ヲ為スコトヲ得

第三百七十四条ノ十七　会社ガ吸収分割ヲ為スニハ其ノ双方ニ於テ分割契約書ヲ作リ株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

分割契約書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ノ変更ヲ為ストキハ其ノ規定

二　承継スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル新株ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項

三　承継スル会社ノ増加スベキ資本ノ額及準備金ニ関スル事項

四　分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五　承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル権利義務ニ関スル事項

六　承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ資本又ハ準備金ノ減少ヲ為ストキハ減少スベキ資本ノ額又ハ準備金ニ関スル事項

七　承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ分割ニ際シテ株式ノ消却又ハ併合ヲ為ストキハ其ノ方法

八　各会社ニ於テ前項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ノ期日

九　分割ヲ為スベキ時期

十　各会社ガ分割ノ日迄ニ利益ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

十一　承継スル会社ニ付分割ニ際シテ就職スベキ取締役又ハ監査役ヲ定メタルトキハ其ノ規定

分割契約書ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

承継スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アル場合又ハ承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ヲ変更シテ其ノ定ヲ設クル場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ分割ヲ為ス会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ総数ノ割当ヲ為ストキハ此ノ

限ニ在ラズ

承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ会社ニ付亦同項本文ニ同ジ

承継スル会社ノ定款ニ第五項ノ定アル場合ニ於ケル同項本文ノ決議ヲ為スベキ株主総会ニ付テハ其ノ会社ノ定款ニ其ノ定アル旨ヲ第三項ノ通知ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十四条ノ十八　取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前ヨリ分割ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

一　分割契約書

二　分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三　各会社ノ負担スベキ債務ノ履行ノ見込アルコト及其ノ理由ヲ記載シタル書面

四　前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル各会社ノ貸借対照表

五　前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

六　各会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

七　前号ノ損益計算書ノ外第四号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ損益計算書

第三百七十四条ノ二第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ十九　分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ハ分割ニ際シテ為ス新株ノ発行ニ代ヘテ其ノ有スル自己ノ株式ニシテ第二百十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノヲ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ移転スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移転スベキ株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数ヲ分割契約書ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十四条ノ二十　各会社ハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ分割ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ストキハ其ノ会社ニ於テハ其ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ四第一項但書及第三百七十六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十一　分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ノ資本ハ分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ分割ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス

一　分割ヲ為ス会社ヨリ承継スル債務ノ額

二　分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額

三　第三百七十四条ノ十九ノ規定ニ依リ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ移転スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額

第三百七十四条ノ二十二　分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ総数ノ割当ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス会社ガ承継スル会社ニ承継セシムル財産ニ付分割ヲ為ス会社ノ会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額ガ其ノ会社ノ最終ノ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル額ノ合計額ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ分割契約書ニ分割ヲ為ス会社ニ於テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於ケル分割ヲ為ス会社ニ付テハ第三百七十四条ノ十八第一項中「前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」トアリ及同項第四号中「前条第一項ノ株主総会ノ会日」トアルハ「第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定ニ依ル公告又ハ催告ノ日中先ノ日」ト、第三百七十四条ノ二十第一項中「第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割契約書ヲ作リタル日」トシ、第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三百七十四条ノ二十三　分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル新株ノ総数ガ其ノ会社ノ発行済株式ノ総数ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ但シ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ承継スル会社ニ現存スル純資産額ノ五十分ノ一ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百七十四条ノ十九ノ規定ニ依リ分割ヲ為ス会社又ハ其ノ株主ニ移転スル株式ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ分割ニ際シテ発行スル新株ト看做ス

第一項本文ノ場合ニ於テハ分割契約書ニ承継スル会社ニ付テハ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要シ、同条第二項第一号及第十一号ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ得ズ

承継スル会社ハ分割契約書ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ分割ヲ為ス会社ノ商号及本店、分割ヲ為スベキ時期並ニ第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ヲ得ズシテ分割ヲ為ス旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ承継スル会社ニ対シ書面ヲ以テ分割ニ反対ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ分割契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ満了ノ日ヨリ二十日内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十五条ノ三第二項乃至第五項及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

承継スル会社ノ発行済株式ノ総数ノ六分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手続ニ依ル分割ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第一項本文ノ場合ニ於ケル承継スル会社ニ付テノ第三百七十四条ノ十八第一項及第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ第三百七十四条ノ十八第一項中「前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」トアリ及同項第四号中「前条第一項ノ株主総会ノ会日」トアルハ「第三百七十四条ノ二十第一項又ハ第三百七十四条ノ二十三第四項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日」ト、第三百七十四条ノ二十第一項中「第三百七十四条ノ十七第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割契約書ヲ作リタル日」トス

第三百七十四条ノ二十四　会社ノ分割アリタルトキハ分割ヲ為シタル会社及分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十四条ノ八第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十五　会社ノ分割ハ之ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前条第一項ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十四条ノ二十六　分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ハ分割契約書ノ記載ニ従ヒ分割ヲ為シタル会社ノ権利義務ヲ承継ス

第三百七十四条ノ二十第一項ニ規定スル各別

ノ催告ヲ受ケザリシ債権者ニ対スル分割ヲ為シタル会社ノ債務ニ付テハ分割契約書ノ記載ニ拘ラズ之ヲ負担スルモノトセラレザリシ会社モ亦其ノ弁済ノ責ニ任ズ但シ其ノ会社ガ分割ヲ為シタル会社ナルトキハ分割ノ日ニ於テ有シタル財産ノ価額ヲ、其ノ会社ガ承継シタル会社ナルトキハ承継シタル財産ノ価額ヲ限度トス

第三百七十四条ノ二十七　分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ノ取締役及監査役ニシテ分割前ニ就職シタルモノハ分割契約書ニ別段ノ定ノ記載アルトキヲ除クノ外分割後最初ニ到来スル決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時ニ退任ス

第三百七十四条ノ二十八　会社ノ吸収分割ノ無効ハ分割ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ分割ヲ為シタル会社又ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ノ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス

第百五条第二項乃至第四項、第百六条、第百九条、第百十条、第二百四十九条及第三百七十四条ノ十二第二項第四項第五項ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十九　分割ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ各会社ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ分割後負担シタル債務ニ付連帯シテ弁済ノ責ニ任ズ

承継シタル会社ガ分割後取得シタル財産ハ各会社ノ共有ニ属ス

第三百七十四条ノ十三第五項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十　分割ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十四条ノ三十一　第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第二百十四条第二項及第二百十五条乃至第二百十七条ノ規定ハ会社ノ分割ノ場合ノ株式ノ併合ニ之ヲ準用ス

第二百十七条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十条第一項及第三項ノ規定ハ承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於ケル其ノ会社ノ執ルベキ手続ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三、第三百七十四条ノ七及第三百七十四条ノ十一ノ規定ハ吸収分割ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十八条第二項中「第三百七十二条」の下に「、第三百七十四条ノ十二（第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第四百九十七条第一項及び第三項中「会社ノ計算」を「会社又ハ其ノ子会社ノ計算」に改める。

第四百九十八条第一項第六号中「第百十七条第三項」の下に「、第三百七十四条ノ四、第三百七十四条ノ二十」を、「処分」の下に「、会社ノ分割」を加え、同項第十九号中「監査報告書」の下に「、第三百五十四条第一項第二号、第三百六十条第一項（第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百六十六条第一項第二号、第三百七十四条ノ二第一項第二号若ハ第三号、第三百七十四条ノ十一第一項（第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四条ノ十八第一項第二号若ハ第三号」を加え、同項第二十号中「第三百六十六条第一項」の下に「、第三百七十四条ノ二第一項、第三百七十四条ノ十一第一項（第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四条ノ十八第一項」を加える。

（有限会社法の一部改正）

第二条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　合併及組織変更」を「第六章　合併、分割及組織変更」に改める。

第四十六条第一項中「第二百八十八条ノ二第一項第三項」の下に「乃至第六項」を加える。

「第六章　合併及組織変更」を「第六章　合併、分割及組織変更」に改める。

第六十三条の次に次の八条を加える。

第六十三条ノ二　有限会社ハ其ノ営業ノ全部又ハ一部ヲ設立スル有限会社ニ承継セシムル為新設分割ヲ為スコトヲ得

有限会社ガ前項ノ規定ニ依リ分割ヲ為スニハ第四十八条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第六十三条ノ三　株式会社ハ有限会社ヲ分割ニ因リテ設立スル会社トスル新設分割ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス株式会社ニ関シテハ商法ノ規定ニ従フコトヲ要ス但シ分割ニ因リテ設立スル有限会社ガ分割ヲ為ス株式会社ノ株主ニ対シ出資ノ割当ヲ為ストキハ其ノ株式会社ニ於ケル同法第三百七十四条第一項ノ決議ハ同法第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

分割ヲ為ス株式会社ガ社債ノ償還ヲ完了セザルモノナルトキハ分割ニ因リテ設立スル有限会社ニ其ノ社債ヲ承継セシムルコトヲ得ズ

第六十三条ノ四　前二条ノ場合ニ於テハ商法第二百八条ノ規定ハ従前ノ持分又ハ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ質権ノ目的タル持分ニ付出資口数並ニ質権者ノ氏名及住所ヲ社員名簿ニ記載スルニ非ザレバ其ノ質権ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第六十三条ノ五　有限会社ニ付新設分割アリタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ分割ヲ為シタル有限会社ニ付テハ変更ノ登記、分割ニ因リテ設立シタル有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

株式会社ガ第六十三条ノ三第一項ノ規定ニ依リ新設分割ヲ為シタルトキハ分割ニ因リテ設立シタル有限会社ニ付本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ第十三条第二項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第六十三条ノ六　商法第三百七十四条第一項乃至第三項、第三百七十四条ノ二乃至第三百七十四条ノ五及第三百七十四条ノ九乃至第三百七十四条ノ十四ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス但シ同法第三百七十四条ノ十二第二項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

商法第二百十七条第一項及第二項ノ規定ハ有限会社ノ分割ノ場合ノ持分ノ併合ニ之ヲ準用ス分割ニ因リテ設立スル有限会社ノ出資ノ割当ニ因リ一口ニ満タザル端数ヲ生ズル場合ニ付亦同ジ

第六十三条ノ七　有限会社ト他ノ有限会社又ハ株式会社ハ其ノ一方ノ営業ノ全部又ハ一部ヲ他方ニ承継セシムル為吸収分割ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス株式会社又ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継スル株式会社ニ関シテハ商法ノ規定ニ従フコトヲ要ス但シ承継スル有限会社ガ分割ヲ為ス株式会社ノ株主ニ対シ出資ノ割当ヲ為ストキハ其ノ株式会社ニ於ケル同法第三百七十四条ノ十七第一項ノ決議ハ同法第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第六十三条ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

分割ヲ為ス株式会社ガ社債ノ償還ヲ完了セザルモノナルトキハ承継スル有限会社ニ其ノ社債ヲ承継セシムルコトヲ得ズ

第六十三条ノ八　有限会社ニ付吸収分割アリタルトキハ分割ヲ為シタル有限会社及分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル有限会社ハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第六十三条ノ九　商法第三百七十四条ノ十七第

一項乃至第三項、第三百七十四条ノ十八乃至第三百七十四条ノ二十一、第三百七十四条ノ二十五、第三百七十四条ノ二十六及第三百七十四条ノ二十八乃至第三百七十四条ノ三十ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス但シ同法第三百七十四条ノ二十八第三項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

商法第二百十七条第一項及第二項ノ規定ハ有限会社ノ分割ノ場合ノ持分ノ併合ニ之ヲ準用ス分割ニ因リテ営業ヲ承継スル有限会社ノ出資ノ割当ニ因リ一口ニ満タザル端数ヲ生ズル場合ニ付亦同ジ

第六十三条ノ四並ニ商法第三百七十四条ノ三及第三百七十四条ノ十一ノ規定ハ吸収分割ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ二十第一項ノ公告ヲ為ス方法トシテ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ス旨ノ定款ノ定ヲ設ケタルトキハ其ノ規定ハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第八十五条第一項第十号中「監査報告書又ハ」を「監査報告書、」に改め、「書面」の下に「、第六十三条ノ六第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ二第一項第二号第三号ノ書面、第六十三条ノ六第一項若ハ第六十三条ノ九第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ十一第一項ノ書面又ハ第六十三条ノ九第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ十八第一項第二号第三号ノ書面」を加え、同項第十一号中「附属明細書又ハ」を「附属明細書、」に改め、「書面」の下に「、第六十三条ノ六第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ二第一項第一号乃至第三号ノ書面、第六十三条ノ六第一項若ハ第六十三条ノ九第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ十一第一項ノ書面又ハ第六十三条ノ九第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ十八第一項第一号乃至第三号ノ書面」を加え、同項第十二号中「第四十五条第三項」を「第四十五条第四項」に改め、同項第十三号中「第二百八十八条ノ二第一項第三項」の下に「乃至第六項」を加え、同項第十五号中「規定又ハ」を「規定、」に改め、「第四百十二条ノ規定」の下に「、第六十三条ノ六第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ四ノ規定又ハ第六十三条ノ九第一項ニ於テ準用スル商法第三百七十四条ノ二十ノ規定」を加え、「又ハ合併ヲ」を「、合併又ハ会社ノ分割ヲ」に改め、同条第二項中「合併ヲ為シタルトキ」の下に「、第六十三条ノ三第二項ノ規定ニ依リ従フベキ商法第三百七十四条ノ四ノ規定若ハ第六十三条ノ七第二項ノ規定ニ依リ従フベキ商法第三百七十四条ノ二十ノ規定ニ違反シテ会社ノ分割ヲ為シタルトキ」を、「第四百十三条ノ三第四項ノ規定」の下に「、第六十三条ノ三第二項ノ規定ニ依リ従フベキ商法第三百七十四条ノ七（第六十三条ノ七第二項ノ規定ニ依リ従フベキ商法第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定、第六十三条ノ七第二項ノ規定ニ依リ従フベキ商法第三百七十四条ノ二十三第四項ノ規定」を加える。

（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第三条　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「及び第七項」を「から第八項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

8　新設分割によつて会社を設立する場合においては、分割計画書に分割によつて設立する会社の会計監査人の氏名又は名称を記載しなければならない。

第十三条第二項第一号中「結果」の下に「（会計に関する部分に限る。）」を加える。

第二十五条中「第三百七十二条第二項」の下に「、第三百七十四条ノ十二第二項及び第六項、第三百七十四条ノ二十八第三項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（商法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第二号中「株式移転」の下に「、分割」を加える。

附則第二十条第一項中「商法」の下に「第二百四十五条ノ五第六項、」を、「第三百五十八条第八項」の下に「、第三百七十四条ノ二十三第八項」を加える。

（商法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　商法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「第二百十条ノ二第五項、」を「第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項、」に、「及び前条」を「並びに前条」に、「第二百十条ノ二第五項中「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」を「第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中「ト併セテ」に、「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ又ハ」を「並ニ」に、「決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ニシテ」を「決議ニ係ル新株ニシテ」に、「発行サレザルモノ」を「発行セラレザルモノノ数ト併セテ」に、「及商法の一部を改正する法律」を「並ニ商法の一部を改正する法律」に、「発行サレザルモノノ」を「発行セラレザルモノノ」に改める。

附則第十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「第二百十条ノ二第五項、」を「第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項、」に、「及び前条」を「並びに前条」に、「第二百十条ノ二第五項中「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ」を「第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項中「ト併セテ」に、「第二百八十条ノ十九第二項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ決議ニ係ル新株ノ引受権ニシテ未ダ行使サレザルモノ又ハ」を「並ニ」に、「第八条第一項ノ決議アリタル場合ニ於テ其ノ」を「第八条第一項ノ」に、「発行サレザルモノ」を「発行セラレザルモノノ数ト併セテ」に、「及商法の一部を改正する法律」を「並ニ商法の一部を改正する法律」に、「発行サレザルモノノ」を「発行セラレザルモノノ」に、「及び商法」を「並びに商法」に、「もの」を「もの及び同法第二百十条ノ二第二項第三号に定める場合における同項の決議に係る譲り渡すべき株式であって取締役又は使用人に譲り渡していないもの」に改め、同項を同条第二項とする。

（労働契約の取扱いに関する別の法律による措置）

第五条　この法律による改正後の商法及び有限会社法の規定に基づく会社の分割に伴う労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護に関しては、別に法律で定める。

……………………

理　由

会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社が組織の再編成を行うことを容易にするため、会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（民法の一部改正）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三百九十八条ノ十の次に次の一条を加える。

第三百九十八条ノ十ノ二　元本ノ確定前ニ根抵当権者ヲ分割ヲ為ス会社トスル分割アリタルトキハ根抵当権ハ分割ノ時ニ存スル債権ノ外分割ヲ為シタル会社及ビ分割ニ因リテ設立シタル会社又ハ営業ヲ承継シタル会社ガ分割後ニ取得スル債権ヲ担保ス

元本ノ確定前ニ債務者ヲ分割ヲ為ス会社トスル分割アリタルトキハ根抵当権ハ分割ノ時ニ存スル債務ノ外分割ヲ為シタル会社及ビ分割ニ因リテ設立シタル会社又ハ営業ヲ承継シタル会社ガ分割後ニ負担スル債務ヲ担保ス

前条第三項乃至第五項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

（非訟事件手続法の一部改正）

第二条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「第四十四条ノ三第一項」を「第四十四条ノ三」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

商法第三百七十四条ノ十三第五項及ビ其準用規定ニ定メタル事件ハ会社ノ分割ノ無効ノ訴ニ関スル第一審ノ受訴裁判所ノ管轄トス

第百三十二条ノ三中「第三百七十一条第一項」の下に「、第三百七十四条ノ十五第二項第三項、第三百七十四条ノ三十一第二項第三項」を加える。

第百三十二条ノ六第一項中「第三百四十九条第二項」を「第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項」に改め、「第三百五十八条第七項」の下に「、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四条ノ二十三第七項」を加える。

第百三十五条ノ七中「又ハ合併」を「、合併又ハ分割」に改める。

第百三十五条ノ八中「含ム）」の下に「及ビ第三百七十四条ノ十三第五項（同法第三百七十四条ノ二十九第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第百三十五条ノ二十一中「同法」の下に「第三百七十四条ノ四第二項、第三百七十四条ノ二十第二項及ビ」を加える。

（公有水面埋立法の一部改正）

第三条　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条ノ二　埋立ノ免許ヲ受ケタル会社ニ付分割（当該免許ニ係ル事業ヲ承継セシムルモノニ限ル）アリタルトキハ埋立ヲ為ス権利其ノ他ノ埋立ニ関スル法令又ハ之ニ基キテ為ス処分若ハ其ノ条件ニ依リ生ジタル権利義務ハ分割ニ因リテ当該事業ヲ承継シタル会社之ヲ承継ス但シ第六条第一項、第十条又ハ第十五条ノ規定ニ依ル義務ハ分割ヲ為シタル会社及分割ニ因リテ埋立ヲ為ス権利ヲ承継シタル会社連帯シテ之ヲ負フ

第二十条中「前三条」を「第十七条乃至前条」に改める。

第二十一条中「第十九条」を「第十九条ノ二」に改める。

（軌道法の一部改正）

第四条　軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「合併」の下に「又ハ分割」を加える。

第二十六条中「第二十六条第四項」を「第二十六条第二項但書及第四項」に改める。

第二十七条ノ二第五号中「合併」の下に「又ハ分割」を加える。

（信託業法の一部改正）

第五条　信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「ノ合併」を「ヲ当事者トスル合併又ハ分割」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条ノ二　分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル信託会社ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継セシメタル信託会社ノ当該営業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲモ承継ス

信託会社ノ分割ニ付異議ヲ述ベタル受益者アルトキハ其ノ信託ニ付テハ信託法第四十二条及第四十九条第一項第三項ノ規定ヲ準用ス

（無尽業法の一部改正）

第六条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「ノ合併」を「ヲ当事者トスル合併、分割」に改める。

第二十一条ノ三を次のように改める。

第二十一条ノ三　無尽会社ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四条ノ四第一項又ハ第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定ニ依リテ為スベキ催告ハ掛金者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

商法第三百七十四条ノ十第二項又ハ第三百七十四条ノ二十六第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル掛金者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一条ノ五第一項中「無尽会社ガ」の下に「分割ニ因リ其ノ営業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ」を加え、「又ハ一部」を「若ハ一部」に改め、同条第二項中「トキハ」の下に「分割ニ因リ営業ノ全部若ハ一部ヲ承継セシメ又ハ」を加え、「又ハ一部」を「若ハ一部」に、「確定日附」を「確定日付」に、「ノ日附」を「ノ日付」に改める。

第二十八条第一項中「合併」の下に「又ハ分割」を加える。

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第七条　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第六条中「合併」の下に「、分割」を加える。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第八条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条ノ二　信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四条ノ四第一項及第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

商法第三百七十四条ノ十第二項又ハ第三百七十四条ノ二十六第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ催告ヲ為スコトヲ要セザル金銭信託ノ受益者ニハ之ヲ適用セズ

第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二　信託業務ヲ営ム金融機関ヲ当事者トスル分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ハ分割ニ因リテ営業ヲ承継セシメタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ当該営業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス

信託業法第十六条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第九条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受け」を「第四章　株式の保有、役員の兼任、合併、分割及び営業の譲受け」に改める。

第四章の章名中「合併」の下に「、分割」を加える。

第九条の二第一項中「合併」の下に「、吸収分割による営業の承継」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同新設分割（会社が他

の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）をし、又は吸収分割をしてはならない。

一　当該共同新設分割又は当該吸収分割によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二　当該共同新設分割又は当該吸収分割が不公正な取引方法によるものである場合

国内の会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一　当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその営業の全部を承継させようとするもの（以下この項において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二　当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその営業の重要部分を承継させようとするもの（以下この項において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

三　当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

四　当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

国内の会社は、吸収分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該吸収分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一　当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその営業の全部を承継させようとするもの（次号において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二　当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

三　当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその営業の重要部分を承継させようとするもの（次号において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

四　当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

二　共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

前三項の規定は、外国会社が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする場合に準用する。この場合において、第二項及び第三項中「総資産合計額」及び「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

前条第四項及び第五項の規定は、第二項及び第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告に準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第五項中「合併に」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割に」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と読み替えるものとする。

第十六条第五項中「前条第四項」を「第十五条第四項」に改める。

第十七条の二第一項中「第十五条第一項」の下に「、第十五条の二第一項」を加える。

第十八条に次の一項を加える。

前項の規定は、第十五条の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第六項において準用する第十五条第四項の規定に違反して会社が共同新設分割又は吸収分割をした場合に準用する。この場合において、前項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同新設分割又は吸収分割の無効の訴え」と読み替えるものとする。

第四十八条第一項、第五十四条第一項及び第六十七条第一項中「第十五条第一項」の下に「、第十五条の二第一項」を加える。

第九十一条の二中第六号及び第七号を削り、

第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　第十五条の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

九　第十五条の二第六項において準用する第十五条第四項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の登記をした者

第九十五条第一項第二号中「、第六号及び第七号」を削る。

（農業協同組合法の一部改正）

第十条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項ただし書中「合併をし」の下に「、共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし」を加える。

（食品衛生法の一部改正）

第十一条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

（理容師法の一部改正）

第十二条　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

（証券取引法の一部改正）

第十三条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項第三号中「したとき」の下に「、分割により他の会社の営業の全部若しくは一部を承継したとき」を加える。

第五十五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。　その会社

第五十五条第二項中「、営業の」を「分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては営業の」に改め、同条第三項中「廃止」を「廃止をし」に、「に限る。）」を「に限る。）をし」に、「解散」を「解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、」に改め、同条第五項中「合併」の下に「、分割による営業の全部又は一部の承継」を加える。

第百一条の八第二項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第百三十四条第一項第四号中「又は合併」を「、合併」に改め、「限る。）」の下に「又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該証券取引所であるものに限る。）」を加える。

第百四十五条中「及び第三項」を「及び第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第百五十六条の十五第二号中「の合併」を「を当事者とする合併、分割」に改める。

第百六十六条第二項第一号ヲ中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　会社の分割

第百六十六条第二項第五号ト中「へまで」を「トまで」に改め、同号中トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　会社の分割

第百六十六条第六項第三号及び第百六十七条第五項第三号中「第二百四十五条ノ二」の下に「、第二百四十五条ノ五第三項」を、「第三百五十八条第五項」の下に「、第三百七十四条ノ三第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第五項」を加える。

（農薬取締法の一部改正）

第十四条　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「相続又は合併」を「相続、合併又は分割（その登録に係る農薬の製造業又は輸入業の全部又は一部を承継させるものに限る。）」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割によりその登録に係る農薬の製造業若しくは輸入業を承継した法人」を加え、同条第三項中「合併及び」を「合併及び分割並びに」に、「合併又は」を「合併若しくは分割又は」に改め、「一部につき」の下に「分割により事業を承継し、又は」を加える。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第十五条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは第七条の二第一項」を「、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項」に改める。

第四条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第六号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの

第四条第一項第九号中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第三項中「若しくは第七条の二第一項」を「、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（法人の分割）

第七条の三　風俗営業者たる法人が分割により風俗営業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、分割により当該風俗営業を承継した法人は、当該風俗営業についての風俗営業者の地位を承継する。

2　第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第七条の三第一項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3　第七条第五項の規定は、第一項の承認を受けようとした法人について準用する。この場合において、同条第五項中「被相続人」とあるのは、「分割をした法人」と読み替えるものとする。

第八条中「第七条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加える。

第十条第一項第一号中「廃止したとき」の下に「（当該風俗営業につき第七条の三第一項の承認を受けたときを除く。）」を加える。

第十条の二第一項第一号中「又は第七条の二第一項」を「、第七条の二第一項又は第七条の三第一項」に改める。

第二十四条第二項第二号中「第七号」を「第七号の二」に改める。

第四十一条の三第一項第一号及び第四十九条第一項第二号中「若しくは第七条の二第一項」を「、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項」に改め、同条第六項第二号中「第七条の二第三項」の下に「及び第七条の三第三項」を加える。

（興行場法の一部改正）

第十六条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該興行場営業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改

め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該興行場営業を承継した法人」を加える。

（旅館業法の一部改正）

第十七条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「において、当該合併」を「又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割」に、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該旅館業を承継した法人」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により当該旅館業を承継する法人」を加える。

（公衆浴場法の一部改正）

第十八条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該浴場業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該浴場業を承継した法人」を加える。

（自転車競技法の一部改正）

第十九条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該競輪場を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該競輪場を承継した法人」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第一項ただし書中「合併をし」の下に「、共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）若しくは吸収分割をし」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十一条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の四第二項中「又は合併」を「、合併又は分割」に改める。

第十条第三項第二号中「の合併」の下に「又は共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）」を、「解散する法人たる組合員」の下に「又は当該共同新設分割をする法人たる組合員」を、「を当該合併」の下に「又は共同新設分割」を加え、同項第三号中「存続する法人たる組合員」の下に「又は吸収分割により他の法人たる組合員の事業を承継する法人たる組合員」を、「解散する法人たる組合員」の下に「又は当該吸収分割をする法人たる組合員」を、「を当該合併」の下に「又は吸収分割」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十二条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第五項第一号中「結果」の下に「（会計に関する部分に限る。）」を加える。

第六条の二第四項中「第三百七十二条」の下に「、第三百七十四条ノ十二（第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

（工業標準化法の一部改正）

第二十三条　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該認定に係る品目の鉱工業品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

第五十九条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該認定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（海上運送法の一部改正）

第二十四条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「場合」の下に「又は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合」を加え、同条第三項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により一般旅客定期航路事業を承継した法人」を加える。

第十九条の三第四項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により当該事業を承継した法人」を加える。

（漁業法の一部改正）

第二十五条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「合併」の下に「若しくは分割」を加える。

第二十八条の見出し及び同条第一項中「合併」の下に「若しくは分割」を加える。

第五十九条の二第一項中「合併」を「法人の合併若しくは分割」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十一条中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第六十二条の見出し中「合併」を「法人の合併若しくは分割」に改め、同条第一項中「又は解散した」を「、解散し、又は分割（当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶を承継させるものに限る。）をした」に、「又は合併」を「、合併」に改め、「成立した法人」の下に「又は分割によつて当該船舶を承継した法人」を加える。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第二十六条　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その営業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割によりその営業の全部を承継した法人」を加える。

第十五条第一項中「若しくは賃貸した」を「賃貸し、若しくは分割により承継させた」に改める。

（肥料取締法の一部改正）

第二十七条　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「合併」の下に「若しくは分割」を、「書替交付」の下に「（分割により一の普通肥料の生産又は輸入の事業の一部を承継した者にあつては、登録証又は仮登録証の交付）」を加える。

（電波法の一部改正）

第二十八条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「合併した」を「合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をした」に、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

第二十四条の五第一項中「相続若しくは合併」を「相続、合併若しくは分割（認定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）」に、「その事業」を「認定に係る事業」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により認定に係る事業の全部を承継した法人」を加える。

第百条第三項中「相続若しくは合併」を「相続、合併若しくは分割（当該設備を承継させるものに限る。）」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により当該設備を承継した法人」を加える。

（放送法の一部改正）
第二十九条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
第五十二条の十八第二項中「合併した」を「合併又は分割（委託放送業務を行う事業を承継させるものに限る。）をした」に、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該事業を承継した法人」を加える。
（火薬類取締法の一部改正）
第三十条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。
第二十一条中「基く」を「基づく」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「場合の外」を「場合のほか」に改め、同条第一号中「第四条但書」を「第四条ただし書」に改め、同条第七号中「合併」の下に「又は分割」を加える。
第二十二条中「合併」の下に「若しくは分割」を加える。
（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正）
第三十一条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。
第十五条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2　認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業の全部を承継させる分割をしたとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業の全部を承継させる分割をしたときは、その事業の全部を承継した法人は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。
第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条中「第十五条の二第三項」を「第十五条の二第四項」に改める。
（船主相互保険組合法の一部改正）
第三十二条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「又は合併に因り解散した」を「合併により解散し、又は分割により営業の全部若しくは一部を承継させた」に、「又は合併後存続する法人」を「、合併後存続する法人又は吸収分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人」に改め、「被承継人の持分」の下に「（吸収分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る。）」を加え、同条第二項中「又は合併後」を「、合併後」に、「合併に因り設立された法人」を「合併により設立された法人又は分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人」に改め、「被承継人の持分」の下に「（分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る。）」を加え、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「又は合併後」を「若しくは合併後」に、「合併に因り設立された法人」を「合併により設立された法人又は分割により保険の目的たる船舶を承継した法人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項及び第五項中「又は解散」を「、解散又は分割」に改める。
（漁船法の一部改正）
第三十三条　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「解てつ」を「解てつ」に改め、同項第六号中「又は解散した」を「解散し、又は分割（当該漁船を承継させるものに限る。）をした」に改め、同条第二項中「又は合併」を「、合併」に改め、「存続する法人」の下に「又は分割により登録を受けた漁船を承継した法人」を加え、「又は解散」を「、解散又は分割」に改め、「解散した法人」の下に「又は分割をした法人」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。
（建築基準法の一部改正）
第三十四条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。
第六十八条の十五中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該認証に係る型式部材等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。
（クリーニング業法の一部改正）
第三十五条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
第五条の三第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。
（小型自動車競走法の一部改正）
第三十六条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。
第五条第八項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該小型自動車競走場を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該小型自動車競走場を承継した法人」を加える。
（採石法の一部改正）
第三十七条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。
第三十二条の六第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。
（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）
第三十八条　有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。
第六条の二第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（同条の規定による届出に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「その事業」を「当該事業」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。
（港湾運送事業法の一部改正）
第三十九条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「場合」の下に「又は分割により港湾運送事業を承継させない場合」を加え、同条第三項中「合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により港湾運送事業を承継した法人」を加え、「基く」を「基づく」に改める。
（道路運送法の一部改正）
第四十条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。
第三十六条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「において」を「において、」に改め、「存続するとき」の下に「又は一般乗合旅客自動車運送事業者等たる法人が分割をする場合において一般乗合旅客自動車運送事業等を承継させないとき」を加え、同条第四項中「法人の合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により一般乗合旅客自動車運送事業等を承継した法人」を加える。
第四十三条第九項中「について合併」の下に「、分割（当該事業を承継させるものに限る。）」を、「設立された法人」の下に「、分割により当該事業を承継した法人」を加える。
第四十四条第四項中「又は事業の全部を譲渡

した」を「事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。

第八十八条の二第六号中「合併」の下に「又は分割」を加える。

（道路運送車両法の一部改正）

第四十一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「及び合併」を「、合併及び分割」に改め、同条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（自動車分解整備事業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により自動車分解整備事業を承継した法人」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第四十二条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　分割により営業の全部又は一部を承継させたとき。　その法人

第三十八条第二項中「廃止しようとするとき」の下に「、分割により営業の全部若しくは一部を承継させようとするとき」を加え、同条第四項中「、営業」を「分割により営業の全部を承継させたとき、同項第六号に掲げる場合にあつては営業」に改める。

第百三十条第二項第九号及び第百五十六条第二項第五号中「結果」の下に「（会計に関する部分に限る。）」を加える。

第二百三十六条第一項及び第三項中「投資法人の計算」を「投資法人又はその子法人の計算」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第四十三条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割によりその事業所を承継した法人」を加える。

第十条の二第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

第二十条の四の二第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第四十四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第五項第一号中「結果」の下に「（会計に関する部分に限る。）」を加える。

第六十二条中「第三百七十二条」の下に「、第三百七十四条ノ十二（第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

（モーターボート競走法の一部改正）

第四十五条　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（競走場を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により競走場を承継した法人」を加える。

（森林法の一部改正）

第四十六条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「又は解散」を「、解散又は分割」に改め、同条第一項中「又は合併により解散した」を「合併により解散し、又は分割をした」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

第四十七条　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「において、」を「において」に改め、「存続するとき」の下に「又は内航海運業者である法人が分割をする場合において第三条第一項に規定する内航海運業を承継させないとき」を加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により同条第一項に規定する内航海運業を承継した法人」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第四十八条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項及び第二百十一条第二項中「合併」の下に「、分割」を加える。

第二百二十三条の三第九号中「第二百二十五条」の下に「及び第二百二十五条の二第十二号」を加える。

第二百二十五条の次に次の二条を加える。

（新設分割）

第二百二十五条の二　会社が新設分割をして新会社を設立するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　新会社の定款の規定

二　会社又は更生債権者、更生担保権者若しくは株主に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

三　新会社の資本の額及び準備金に関する事項

四　会社又は株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五　新会社が会社から承継する権利義務に関する事項

六　新会社が株主に対し分割に際して発行する株式の割当てをする場合において、会社の資本又は準備金の減少をするときは、減少すべき資本の額又は準備金に関する事項

七　新会社が株主に対し分割に際して発行する株式の割当てをする場合において、会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その方法

八　分割をすべき時期

九　新会社の取締役及び監査役の氏名

十　共同新設分割（会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）をするときは、その旨

十一　共同新設分割をする場合において、他の会社が分割の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配をするときは、その限度額

十二　新会社が大会社であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

（吸収分割）

第二百二十五条の三　会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる吸収分割をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　他の会社の商号（共同吸収分割（会社と他の会社が分割をする会社として共同してする吸収分割をいう。以下この項において同じ。）をするときは、分割をする会社である他の会社の商号を含む。）

二　他の会社が分割により定款の変更をするときは、その規定

三　会社又はその更生債権者、更生担保権者若しくは株主（共同吸収分割をする場合にあつては、分割をする会社である他の会社又はその株主を含む。）に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

四　分割に際してする新株の発行に代えて、

他の会社が有する当該他の会社の株式で商法第二百十一条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するものを会社又はその更生債権者、更生担保権者若しくは株主(共同吸収分割をする場合にあつては、分割をする会社である他の会社又はその株主を含む。)に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

五　他の会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

六　会社又はその株主(共同吸収分割をする場合にあつては、分割をする会社である他の会社又はその株主を含む。)に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

七　他の会社が会社(共同吸収分割をする場合にあつては、分割をする会社である他の会社を含む。)から承継する権利義務に関する事項

八　他の会社が会社(共同吸収分割をする場合にあつては、会社又は分割をする会社である他の会社。以下この号及び次号において同じ。)の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、会社の資本又は準備金の減少をするときは、減少すべき資本の額又は準備金に関する事項

九　他の会社が会社の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その方法

十　他の会社(共同吸収分割をする場合にあつては、分割をする会社である他の会社を含む。)における分割契約書承認決議のための株主総会の日時(その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、その旨)

十一　分割をすべき時期

十二　他の会社(共同吸収分割をする場合にあつては、分割をする会社である他の会社を含む。)が分割の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額

十三　他の会社につき分割に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十四　商法第三百七十四条ノ二十七(営業を承継する会社の従前の役員の任期)の別段の定めをしたときは、その規定

2　会社が他の会社からその営業の全部又は一部を承継する吸収分割をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　他の会社の商号

二　他の会社又はその株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

三　分割に際してする新株の発行に代えて、会社が有する自己の株式で商法第二百十一条の規定により相当の時期に処分することを要するものを他の会社又はその株主に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

四　会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

五　他の会社又はその株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六　会社が他の会社から承継する権利義務に関する事項

七　会社が他の会社の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、その会社の資本又は準備金の減少をするときは、減少すべき資本の額又は準備金に関する事項

八　会社が他の会社の株主に対し分割に際して発行する新株の割当てをする場合において、その会社が分割に際して株式の消却又は併合をするときは、その方法

九　他の会社における分割契約書承認決議のための株主総会の日時(その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、その旨)

十　分割をすべき時期

十一　他の会社が分割の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

第二百二十六条第二項中「又は合併」を「、合併又は新設分割」に改める。

第二百三十条中「又は合併」を「、合併又は共同新設分割」に改める。

第二百三十三条第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七　共同新設分割を内容とする計画については、他の会社の株主総会(その会社が株主総会の承認を得ないで新設分割をするときは、取締役会)の分割計画書承認の決議があつたこと。

八　会社が他の会社の営業を承継する吸収分割を内容とする計画については、その会社の株主総会(その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、取締役会)の分割契約書承認の決議があつたこと。

九　他の会社が会社の営業を承継する吸収分割を内容とする計画については、他の会社の株主総会の分割契約書承認の決議があつたこと(その会社が株主総会の承認を得ないで吸収分割をするときは、商法第三百七十四条ノ二十三第八項(営業を承継する会社における簡易な吸収分割手続)に規定する場合に該当しないこと。)。

第二百四十条第一項及び第二百四十五条第一項中「又は合併」を「、合併又は共同新設分割」に改める。

第二百四十七条第四項中「又は合併」を「、合併又は共同新設分割」に、「本項中」を「この項において」に改める。

第二百五十八条の次に次の二条を加える。

(新設分割に関する商法等の規定の特例)

第二百五十八条の二　第二百二十五条の二の規定により更生計画において会社が新設分割をすることを定めたときは、計画の定めによつて新設分割をすることができる。

2　前項の場合においては、分割により設立される新会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、分割の効力が生じた時に株主となる。

3　第一項の場合においては、商法第三百七十四条ノ二(分割計画書等の備置き等)、第三百七十四条ノ三(反対株主の株式買取請求)、第三百七十四条ノ四(債権者保護の手続)、第三百七十四条ノ十第二項(新設分割の効力)及び第三百七十四条ノ十二から第三百七十四条ノ十四まで(新設分割無効の訴え)の規定は、適用せず、同法第三百七十四条ノ十五第二項及び第三項(新設分割の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4　前三項の規定は、共同新設分割をする場合における他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

5　第二百二十五条の二第四号の規定により会社又は株主に社債を割り当てたときは、その会社又は株主は、分割の効力を生じた時に社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条(未払込社債のある場合の社債募集の制限)の規定は、適用しない。

6　第一項の場合においては、新設分割による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、代表取締役に関する取締役会の議事録及び商業登記法第八十九条の五第一項(会社分割の登記)に掲げる書面(会社に関する同条第二号、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。

7　共同新設分割をする場合において、裁判所が前項の登記を嘱託するときは、他の会社の新設分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

（吸収分割に関する商法等の規定の特例）

第二百五十八条の三　第二百二十五条の三の規定により更生計画において会社が他の会社と吸収分割をすることを定めたときは、計画の定めによつて吸収分割をすることができる。

2　前項の場合においては、他の会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、分割の効力が生じた時に株主となる。

3　第一項の場合においては、商法第三百七十四条ノ十八（分割契約書等の備置き等）、第三百七十四条ノ二十（債権者保護の手続）、第三百七十四条ノ二十一（営業を承継する会社の資本増加の限度額）、第三百七十四条ノ二十六第二項（吸収分割の効力）、第三百七十四条ノ二十八から第三百七十四条ノ三十まで（吸収分割無効の訴え）及び第三百七十四条ノ三十一第五項（吸収分割の場合における反対株主の株式買取請求に関する規定の準用）において準用する同法第三百七十四条ノ三の規定は、適用せず、同法第三百七十四条ノ三十一第二項及び第三項（吸収分割の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4　前三項の規定は、吸収分割の当事者となる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

5　第二百二十五条の三第一項第六号又は第二項第五号の規定により会社若しくは他の会社又はその株主に社債を割り当てたときは、その会社又は株主は、分割の効力を生じた時に社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条（未払込社債のある場合の社債募集の制限）の規定は、適用しない。

6　第一項の場合において、裁判所が会社の吸収分割による変更の登記を嘱託するときは、他の会社の吸収分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。

7　第一項の場合において、会社が営業を承継するときは、会社の吸収分割による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、商業登記法第八十九条の六（会社分割の登記）に掲げる書面（会社に関する同条第三号、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。

8　第一項の場合において、他の会社が営業を承継するときは、その会社の吸収分割による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本、その会社の株主総会の議事録（その会社が株主総会の承認を得ないで分割をする場合には、その会社の取締役会の議事録（分割をする会社又はその株主に支払うべき金額を定めた場合にあつては、当該議事録及び最終の貸借対照表））及び商業登記法第八十九条の六（会社分割の登記）に掲げる書面（会社に関する同条第二号、第三号及び第五号に掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。

第二百六十条第一項中「又は合併」を「、合併又は新設分割」に改める。

第二百六十二条第一項中「第二百五十八条第二項若しくは第六項」の下に「、第二百五十八条の二第二項若しくは第五項、第二百五十八条の三第二項若しくは第五項」を、「商法」の下に「第二百十二条第二項、」を、「第三百六十八条第一項」の下に「、第三百七十四条ノ十五第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項」を加える。

第二百九十四条中「又は合併」を「、合併又は共同新設分割」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第四十九条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第六項中「第三項」を「第四項」に改め、「により合併」の下に「、分割」を加える。

第十四条中「第三十条第一項（合併）」の下に「、分割」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（会社分割異議の催告）

第十四条の二　長期信用銀行が会社の分割の決議をした場合において、商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項（会社分割異議の公告及び催告）の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

2　商法第三百七十四条ノ十第二項又は第三百七十四条ノ二十六第二項（分割の効力）の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる債券の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者には適用しない。

第十五条の見出しを「（吸収分割又は営業の譲受け）」に改め、同条中「営業の全部又は」を「吸収分割又は営業の全部若しくは」に改める。

第十六条第二項中「合併」の下に「又は分割」を加える。

第十六条の四第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「合併」の下に「、分割」を加える。

第十七条中「第三十一条（合併）」の下に「、分割」を、「催告）」の下に「、第三十三条の二（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）」を加える。

第二十七条第七号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

（農地法の一部改正）

第五十条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「解散した」を「解散し、又は分割をした」に、「又は当該合併後存続する法人」を「若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によつて農地若しくは採草放牧地について同条第一項本文に掲げる権利を承継した法人」に改める。

（航空法の一部改正）

第五十一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の見出しを「（法人の合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。）」の下に「又は分割の場合（当該航空運送事業を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該航空運送事業を承継した法人」を加える。

（航空機製造事業法の一部改正）

第五十二条　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の七第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（旅行業法の一部改正）

第五十三条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「又は」を削り、「譲渡した」を「譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。

第十六条第一項中「消滅し」の下に「、若しくは分割によりその事業の全部を承継させ」を加え、「まつ消」を「抹消」に、「六箇月」を「六月」に改め、「設立された法人」の下に「、分割によりその事業の全部を承継した法人」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第五十四条　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「合併」の下に「、分割」を加える。

（武器等製造法の一部改正）

第五十五条　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第五十六条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第五項第一号中「結果」の下に「（会計に関する部分に限る。）」を加える。

第六十六条中「第三百七十二条」の下に「、第三百七十四条ノ十二（第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

（農業機械化促進法の一部改正）

第五十七条　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「又は合併した」を「、合併し、又は分割（当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。）をした」に、「又は当該合併によつて」を「、当該合併によつて」に改め、「存続する法人」の下に「又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人」を加え、同条第三項中「第九条第一項の」の下に「一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の」を加える。

（ガス事業法の一部改正）

第五十八条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「合併」の下に「及び分割（一般ガス事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）」を加える。

第十一条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該一般ガス事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該一般ガス事業の全部を承継した法人」を加える。

第三十九条の六第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（倉庫業法の一部改正）

第五十九条　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の前の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「法人の合併」の下に「又は分割（当該倉庫業の全部又は一部を承継させるものに限る。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人」を加える。

第十八条第二項中「除く。）」の下に「又は分割の場合（当該倉庫業の全部又は一部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人」を加える。

（工業用水法の一部改正）

第六十条　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該許可井戸を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該許可井戸を承継した法人」を加える。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第六十一条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（法人の分割による承継の場合にあつては、申請された流水の用途に係る事業の全部を承継する法人に限る。）」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第二十二条中「一般承継」の下に「（法人の分割による承継の場合にあつては、当該ダム使用権の設定の目的に係る事業の全部を承継させるものに限る。）」を加える。

（高速自動車国道法の一部改正）

第六十二条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を承継する法人に限る。）」を加える。

（有線放送電話に関する法律の一部改正）

第六十三条　有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（有線放送電話業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

（美容師法の一部改正）

第六十四条　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該営業を承継した法人」を加える。

（下水道法の一部改正）

第六十五条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の八第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加える。

（企業担保法の一部改正）

第六十六条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（会社の分割）

第八条の二　会社の総財産が企業担保権の目的となつているときは、その会社は、企業担保権が担保する債務を分割により承継させることができない。

第五十条中「第六十五条から」の下に「第六十八条まで、第六十九条から」を加える。

（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正）

第六十七条　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「、相続又は合併」を「、相続、合併又は分割（その許可に係る作業場又は教室をその用に供している、又は供しようとしている製造業又は学校を承継させるものに限る。）」に、「又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併」を「、合併後存続し若しくは合併により設立した法人又は分割により当該製造業若しくは学校を承継した法人が相続、合併又は分割」に、「六箇月」を「六月」に改める。

（工場立地法の一部改正）

第六十八条　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該特定工場を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、

「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定工場を承継した法人」を加える。

（自動車ターミナル法の一部改正）

第六十九条　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「の合併」の下に「及び分割」を加え、同項ただし書中「場合において、」を「場合において、」に改め、「存続するとき」の下に「又は自動車ターミナル事業者である法人が分割をする場合において第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業を承継させないとき」を加え、同条第四項中「合併があつた場合に」を「合併若しくは分割があつた場合における」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業を承継した法人」を加える。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第七十条　小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（第三条第一項の許可に係る建物の全部又は一部を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該建物の全部若しくは一部を承継した法人」を、「当該建物」の下に「の全部又は一部」を加える。

（薬事法の一部改正）

第七十一条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五の三第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該品目に係る厚生労働省令で定める資料及び情報（以下この条において「品目に係る資料等」という。）を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人」を加え、同条第二項中「品目に係る厚生労働省令で定める資料及び情報」を「品目に係る資料等」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第七十二条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六第一項中「について合併」の下に「若しくは分割（当該営業の全部を承継させるものに限る。）」を、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人」を加え、「一に」を「いずれかに」に改める。

（電気用品安全法の一部改正）

第七十三条　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正）

第七十四条　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該許可揚水設備を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該許可揚水設備を承継した法人」を加える。

（石油業法の一部改正）

第七十五条　石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「合併」の下に「及び分割（石油精製業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

第九条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該石油精製業の全部を承継した法人」を加える。

（行政不服審査法の一部改正）

第七十六条　行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「合併が」を「合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）が」に、「又は」を「若しくは」に、「財団は」を「財団又は分割により当該権利を承継した法人は」に改め、同条第三項中「死亡」を「死亡若しくは分割」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「財団にあてて」を「財団若しくは分割をした法人にあてて」に、「財団に到達したとき」を「財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したとき」に改める。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第七十七条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあつては、占用予定者の事業の全部を承継する法人に限る。）」を加える。

第十六条中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあつては、当該公益事業者の事業の全部を承継する法人に限る。）」を加える。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）

第七十八条　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「合併」の下に「、分割」を加える。

（商業登記法の一部改正）

第七十九条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の三の次に次の五条を加える。

（会社分割の登記）

第八十九条の四　新設分割による設立の登記又は吸収分割により営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記においては、分割をする会社の商号及び本店並びに分割をした旨をも登記しなければならない。

2　分割をした会社がする新設分割又は吸収分割による変更の登記においては、新設分割により設立した会社又は吸収分割により営業を承継した会社の商号及び本店並びに分割をした旨をも登記しなければならない。

第八十九条の五　新設分割による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　分割計画書

二　分割をする会社の株主総会又は取締役会の議事録

三　分割をする会社の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内に分割をする会社の本店又は支店がある場合を除く。

四　商法第三百七十四条ノ四第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　商法第三百七十四条ノ五前段に規定する額を証する書面

六　商法第三百七十四条ノ六第一項の場合には、同項に規定する会計帳簿に記載した価額の合計額を証する書面及び分割をする会社の最終の貸借対照表

七　分割により株式の併合又は消却をしたときは、第八十四条の二の書面

八　第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる書面

2　第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第八十九条の六　営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　分割契約書
二　分割をする会社の株主総会、取締役会又は社員総会の議事録
三　商法第三百七十四条ノ二十第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条ノ九第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
四　分割により資本を増加するときは、商法第三百七十四条ノ二十一前段に規定する限度額を証する書面
五　商法第三百七十四条ノ二十二第一項の場合には、同項に規定する会計帳簿に記載した価額の合計額を証する書面及び分割をする会社の最終の貸借対照表
六　商法第三百七十四条ノ二十三第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する株式の総数を証する書面
七　分割に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面
八　商法第三百七十四条ノ十七第六項の場合には、同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面
九　第八十九条の五第一項第三号及び第七号に掲げる書面

第八十九条の七　本店の所在地における分割をする会社がする新設分割又は吸収分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2　本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条の五又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3　第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第八十九条の八　新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2　新設分割により設立する会社又は吸収分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、新設分割による設立の登記又は営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを分割をした会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

第九十条第三号中「（昭和十三年法律第七十四号）」を削る。

第九十七条の次に次の二条を加える。

（会社分割の登記）

第九十七条の二　新設分割による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　分割をする会社の社員総会、株主総会又は取締役会の議事録
二　商法第三百七十四条ノ四第一項（有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
三　第八十九条の五第一項第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる書面
四　第九十五条第一号、第四号及び第五号に掲げる書面

2　第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第九十七条の三　営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、第八十九条の六各号（第六号及び第八号を除く。）に掲げる書面を添付しなければならない。

第百一条中「第八十一条」の下に「、第八十九条の四、第八十九条の七、第八十九条の八」を加える。

（近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正）

第八十条　近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「又は合併が行なわれた場合」を「、合併又は分割（その許可に係る作業場又は教室をその用に供している、又は供しようとしている製造業又は学校を承継させるものに限る。）が行われた場合」に、「又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併が行なわれた」を「、合併後存続し若しくは合併により設立した法人又は分割により当該製造業若しくは学校を承継した法人が相続、合併又は分割が行われた」に、「六箇月」を「六月」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正）

第八十一条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「又は合併により解散した」を「合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を承継させるものに限る。）をした」に改める。

第九十条第一項中「場合であつて」の下に「、当該共済契約に係る漁業の経営の一部を承継させる分割があつたとき、若しくは」を加える。

（河川法の一部改正）

第八十二条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあつては、第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利を承継し、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この条において「許可に係る工作物等」という。）を承継する法人に限る。）」を加え、同条第二項中「工作物、土地若しくは竹木又は当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この項において「許可に係る工作物等」という。）」を「工作物等」に改める。

第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）」を加え、「土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）」を「土地等」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第八十三条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「合併」の下に「及び分割（電気事業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

第十一条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しく

は分割により当該電気事業の全部を承継した法人」を加える。

第十六条の三第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該特定規模電気事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該特定規模電気事業の全部を承継した法人」を加える。

第五十五条の二第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該事業用電気工作物を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該事業用電気工作物を承継した法人」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八十四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十二条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（砂利採取法の一部改正）

第八十五条　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第八十六条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

（大気汚染防止法の一部改正）

第八十七条　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人」を加える。

（騒音規制法の一部改正）

第八十八条　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人」を加える。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第八十九条　電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第九十条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該廃油処理事業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該廃油処理事業を承継した法人」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第九十一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の六の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。）」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人」を加える。

（水質汚濁防止法の一部改正）

第九十二条　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加え、同条第四項中「若しくは合併」を「、合併若しくは分割」に改める。

第十四条の三第一項及び第二項中「又は合併」を「、合併又は分割」に改め、同条第三項中「若しくは合併」を「、合併若しくは分割」に改める。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第九十三条　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号中「）したとき」の下に「、分割により営業の一部（支店に係るものを除く。）を承継させ、若しくは営業の全部若しくは一部を承継したとき」を加える。

第二十三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　分割による支店の営業の全部の承継（外国証券会社の外国における営業の全部の承継を含む。）又は一部の承継をさせたとき。

その外国証券業者又は外国証券会社

第二十三条第二項中「、支店の」を「分割による支店の営業の一部の承継をさせたとき、同項第六号にあつては支店の」に改め、同条第三項中「含む。）、」を「含む。）をし、」に、「限る。）」を「限る。）をし」に、「解散」を「解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、」に改め、同条第五項中「合併」の下に「、分割による支店の営業の全部又は一部の承継」を加える。

（預金保険法の一部改正）

第九十四条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第一号中「又は商法第三百五十八条第一項」を「、商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により株主総会の決議によらずに営業の全部の譲受けを行おうとしたものである場合又は同法第三百五十八条第一項」に、「又は商法第三百五十八条第八項」を「、商法第二百四十五条ノ五第六項又は第三百五十八条第八項」に改める。

第七十七条第一項中「第三百七十二条」の下に「、第三百七十四条ノ十二（同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（卸売市場法の一部改正）

第九十五条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

　第二十一条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「除く。）」の下に「又は分割の場合（中央卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は合併により設立された法人」を「若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人」に改め、同条第四項中「設立される法人」の下に「若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」を加える。

（労働安全衛生法の一部改正）

第九十六条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

　第五十四条の五第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

（熱供給事業法の一部改正）

第九十七条　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

　第九条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「の合併」の下に「及び分割（熱供給事業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

　第十条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該熱供給事業の全部を承継した法人」を加える。

（石油パイプライン事業法の一部改正）

第九十八条　石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

　第十条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「の合併」の下に「及び分割（石油パイプライン事業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。）」を加える。

　第十一条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該石油パイプライン事業の全部を承継した法人」を加える。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

第九十九条　有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

　第十条の二の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「除く。）」の下に「又は分割の場合（第三条第一項の許可に係る有線テレビジョン放送施設の全部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該有線テレビジョン放送施設の全部を承継した法人」を、「消滅した法人」の下に「又は分割をした法人」を加える。

　第十七条の二第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（同条の規定による届出に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「その事業」を「当該事業」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第百条　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

　第七条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第百一条　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

　第十条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その許可に係る特定施設を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加える。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第百二条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

　第十四条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（第一種事業所を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により第一種事業所を承継した法人」を加える。

（石油備蓄法の一部改正）

第百三条　石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

　第十一条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（石油ガスの輸入の事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

（振動規制法の一部改正）

第百四条　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

　第十一条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人」を加える。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正）

第百五条　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

　第七条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第百六条　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

　第七条第四項中「解散し」の下に「、分割（その事業の全部を承継させるものに限る。以下この項及び第十二条第一項において同じ。）をし」を、「死亡、解散」の下に「、分割」を加える。

　第十二条第一項中「若しくは合併」を「、合併若しくは分割」に改める。

（銀行法の一部改正）

第百七条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

　目次中「第五章　合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十条―第三十六条）」を「第五章　合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十条―第三十六条）」に改める。

　第十三条第一項ただし書中「合併をし」の下に「、共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の六第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし」を加える。

　第十六条の二第四項中「第三項」を「第四項」に改め、「により合併」の下に「、分割」を加える。

第十六条の三第四項各号列記以外の部分中「認可」の下に「（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）」を加え、同項第四号中「第三十条第二項又は第三項」を「第三十条第三項又は第四項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつたとき。

その免許を受けた日

五　当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。　その分割をした日

「第五章　合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け」を「第五章　合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け」に改める。

第三十条の前の見出しを「（合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　銀行を当事者とする分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十一条第一号中「による合併」の下に「、分割」を、「地域（」の下に「分割により営業の一部を承継させ、若しくは承継する場合又は」を加え、「又は事業の一部」を「若しくは事業の一部」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）

第三十三条の二　銀行が会社の分割の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

2　商法第三百七十四条ノ十第二項又は第三百七十四条ノ二十六第二項（分割の効力）の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる預金者等その他政令で定める債権者には適用しない。

第三十四条第一項中「株主総会の決議」の下に「（商法第二百四十五条ノ五（簡易な営業の譲受けの手続）（第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。）の規定により商法第二百四十五条第一項（営業の譲渡又は譲受け等）の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議）」を加える。

第三十六条の見出しを「（分割又は営業の譲渡の公告等）」に改め、同条第一項中「営業の全部又は」を「分割により営業の全部若しくは一部を承継させ、又は営業の全部若しくは」に改める。

第四十一条第二号中「営業の」を「分割により営業の全部を承継させ、又は営業の」に改め、同条第三号中「又は合併」を「、合併」に、「を無効」を「又は新設分割を無効」に改める。

第四十三条第二項中「合併」の下に「又は分割」を加える。

第四十七条第二項中「、第三十二条、第三十三条」を「及び第三十二条、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（分割に係る部分に限る。）」に、「第四十一条第三号」を「第四十一条第二号（分割に係る部分に限る。）及び第三号」に改める。

第四十九条第三号中「合併をし」の下に「、分割により営業を承継させ、若しくは承継し」を加える。

第五十条中「及び営業」を「、当該外国銀行支店に係る営業の全部を承継させることとなる分割及び営業」に改める。

第五十二条の六第一項ただし書中「合併をし」の下に「、共同新設分割若しくは吸収分割をし」を加える。

第五十二条の七第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「合併」の下に「、分割」を加える。

第五十二条の八第四項第六号中「第五十二条の十九第二項」を「第五十二条の十九第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　当該銀行持株会社が第五十二条の十九第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。　その分割をした日

第五十二条の十九の見出しを「（銀行持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　銀行持株会社を当事者とする分割（当該分割により営業を承継させた銀行持株会社又は当該分割により営業を承継した銀行持株会社が、その分割後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条第一項第二号中「第三項」を「第四項」に、「合併又は」を「合併、分割又は」に改め、同項第三号中「第三十条第二項」の下に「又は第三項」を、「受けて」の下に「分割又は」を加え、同条第三項第三号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「合併」の下に「、分割」を加え、同項第四号中「第五十二条の十九第二項」の下に「又は第三項」を、「受けて」の下に「分割又は」を加え、同項第五号中「又は合併」を「、合併」に、「を無効」を「又は新設分割を無効」に改める。

第五十七条の三第二号及び第六十五条第十六号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第十二条中「第三十条第二項又は第三項」を「第三十条第三項又は第四項」に改める。

（深海底鉱業暫定措置法の一部改正）

第百八条　深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

深海底鉱業者を分割をする法人とする分割でその深海底鉱業の全部若しくは一部を承継させるもの又は深海底鉱業者を分割により営業を承継する法人とする吸収分割についても、同様とする。

第十九条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（一の深海底鉱区につき深海底鉱業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「設立された法人」の下に「若しくは分割により当該深海底鉱業の全部を承継した法人」を加える。

第十九条中「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第百九条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「若しくは合併」を「、合併若しくは分割」に改める。

第三十一条第一項第二号中「及び第二百八十条ノ四第二項」を「、第二百八十条ノ四第二項」に改め、「）において準用する場合を含む。）」の下に「及び第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十五条第一項中「商法」の下に「第二百四十五条ノ五第六項、」を、「第三百五十八条第八項」の下に「、第三百七十四条ノ二十三第八項」を加え、同条第二項中「若しくは合併」を「、合併若しくは分割」に改める。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第百十条　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「合併」の下に「、分割」を加える。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第百十一条　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「若しくは合併」を「、合併若しくは分割」に改める。

（たばこ事業法の一部改正）

第百十二条　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「相続又は合併」を「相続、合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る。第二十七条において同じ。）」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により事業の全部を承継した法人」を加え、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第二十七条第一項中「相続又は合併」を「相続、合併又は分割」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により事業の全部を承継した法人」を加え、「各号（第三号及び第四号を除く。）の一」を「各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれか」に改める。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第百十三条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「合併」の下に「、分割」を加える。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第百十四条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「合併」の下に「、分割」を加え、同条第二項中「をいう」の下に「。以下同じ」を、「除く。）」の下に「又は分割の決議（第一種電気通信事業の全部を承継させる分割についての決議に限る。）」を加える。

第十八条第二号中「合併」の下に「、分割」を加える。

（電気通信事業法の一部改正）

第百十五条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項中「の合併」の下に「及び分割（第一種電気通信事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。）」を加え、同条第四項中「の合併」の下に「若しくは分割」を、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

第二十三条第一項中「について合併」の下に「、分割（一般第二種電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）」を、「設立した法人」の下に「、分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

（特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正）

第百十六条　特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その営む鉄道事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその営む鉄道事業の全部を承継した法人」を加える。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第百十七条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「合併」の下に「、分割」を加える。

（鉄道事業法の一部改正）

第百十八条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において、」を「において」に改め、「存続するとき」の下に「又は鉄道事業者たる法人が分割をする場合において鉄道事業を承継させないとき」を加え、同条第四項中「法人の合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により鉄道事業を承継した法人」を、「合併法人」を「合併法人等」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「合併法人」を「合併法人等」に改める。

附則第七条第六項第三号中「合併」の下に「又は分割」を加える。

（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正）

第百十九条　特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該許可又は確認に係る種類の特定物質の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人」を加える。

（金融先物取引法の一部改正）

第百二十条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の十一第二項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第四十八条の二第一項第四号中「又は合併」を「、合併」に改め、「限る。）」の下に「又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該金融先物取引所であるものに限る。）」を加える。

（貨物運送取扱事業法の一部改正）

第百二十一条　貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において、」を「において」に改め、「存続するとき」の下に「又は利用運送事業者たる法人が分割をする場合において利用運送事業を承継させないとき」を加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により利用運送事業を承継した法人」を加える。

第三十条の二第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第百二十二条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「法人の合併」の下に「及び分割」を加え、「において、」を「において」に改め、「存続するとき」の下に「又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないとき」を加え、同条第四項中「他の法人と合併した」を「合併若しくは分割をした」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割により一般貨物自動車運送事業を承継した法人」を加える。

第三十五条第七項中「について合併」の下に「、分割（当該事業を承継させるものに限る。）」を、「設立された法人」の下に「、分割により当該事業を承継した法人」を加える。

第三十六条第三項中「又は」を削り、「譲渡した」を「譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた」に改める。

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正）

第百二十三条　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「について合併」の下に「、分割（当該自家発行型前払式証票の発行に係る営業の全部を承継させるものに限る。）」を、「設立された法人」の下に「、分割により当該営業の全部を承継した法人」を加える。

第十条第一項中「について合併」の下に「若しくは分割（当該第三者発行型前払式証票の発行

に係る営業の全部を承継させるものに限る。）」を、「設立された法人」の下に「若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人」を加える。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第百二十四条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二百八十条ノ十九第一項」を「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十条ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に改め、同条第二項中「商法」の下に「第二百十条ノ二第二項又は」を加える。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第百二十五条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該食鳥処理の事業を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該事業を承継した法人」を加える。

（計量法の一部改正）

第百二十六条　計量法（平成四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

第六十一条中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第百二十七条　特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

特定債権等譲受業者を分割をする法人とする分割でその特定債権等譲受業の全部若しくは一部を承継させるもの又は特定債権等譲受業者を分割により営業を承継する法人とする吸収分割についても、同様とする。

第三十九条中「について合併」の下に「若しくは分割（その特定債権等譲受業の全部を承継させるものに限る。）」を、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその特定債権等譲受業の全部を承継した法人」を加える。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正）

第百二十八条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（第一種出荷取扱業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により第一種出荷取扱業の全部を承継した法人」を加え、「一に該当するときは、」を「いずれかに該当するときは、」に改める。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第百二十九条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあっては、第四条第一項の規定による申請に係る権利及び義務の全部を承継する法人に限る。）」を加える。

第十四条第一項中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあっては、これらの規定による許可に基づく権利及び義務の全部を承継する法人に限る。）」を加える。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百三十条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「合併」の下に「又は分割」を加える。

第八条の五第一項中「第二百八十条ノ十九第一項」を「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十条ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に改め、同条第二項中「商法」の下に「第二百十条ノ二第二項又は」を加える。

（保険業法の一部改正）

第百三十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　整理、解散、合併及び清算」を「第八章　整理、解散、合併、分割及び清算」に、「第三節　合併（第百五十九条―第百七十三条）」を「第三節　合併（第百五十九条―第百七十三条）
第三節の二　分割（第百七十三条の二―第百七十三条の九）」に改める。

第五十九条第一項中「第三条第五項及び第七項」を「第三条第五項、第七項及び第八項」に改め、「第二百九十四条第二項」の下に「及第二百九十四条ノ二」を加え、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで」に改める。

第六十六条中「第四項」を「第五項」に改める。

第九十一条第二項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第三項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第百六条第四項中「又は第百六十七条第一項」を「、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項」に、「又は合併」を「、合併又は分割」に改める。

第百七条第四項ただし書中「認可」の下に「（第三号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）」を加え、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　第百七十三条の六第一項の認可を受けて共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）により設立された会社が第三条第一項の免許を受けて当該保険会社になったとき。　その免許を受けた日

四　当該保険会社が第百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。　その分割をした日

第百二十七条第二号中「又は第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項」を「、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項」に、「又は合併」を「、合併又は分

割」に改め、同条第三号中「第百四十二条」の下に「又は第百七十三条の六第一項」を、「譲渡」の下に「又は分割」を加える。

「第八章　整理、解散、合併及び清算」を「第八章　整理、解散、合併、分割及び清算」に改める。

第百五十一条中「第三百七十二条」の下に「、第三百七十四条ノ十二(第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第百六十四条第四項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第六項」に改める。

第二編第八章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　分割

(保険業を営む株式会社の分割)

第百七十三条の二　保険業を営む株式会社(以下この節において「会社」という。)が分割により保険契約を承継させる場合においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約(第百七十三条の四第一項の公告の時において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める保険契約を除く。)の全部を包括して承継させなければならない。

2　分割により保険契約を承継させる会社は、分割計画書又は分割契約書(以下「分割計画書等」という。)において、当該分割により承継させるものとする保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

(分割に係る書類の備置き等)

第百七十三条の三　分割の当事者である会社の取締役は、商法第三百七十四条第一項又は第三百七十四条ノ十七第一項(分割計画書等の承認)の株主総会の会日の二週間前(同法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三(簡易な分割手続)の規定により同法第三百七十四条第一項又は第三百七十四条ノ十七第一項(分割計画書等の承認)の承認を得ないで分割を行う場合には、分割計画書等の作成の日)から分割の日後六月を経過する日まで、分割計画書等その他の内閣府令で定める書類を各営業所に備え置かなければならない。

2　第十六条の二第二項の規定は、前項の書類について準用する。

(分割の公告及び異議申立て)

第百七十三条の四　分割の当事者である会社は、分割の決議の日(商法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三(簡易な分割手続)の規定により同法第三百七十四条第一項又は第三百七十四条ノ十七第一項(分割計画書等の承認)の承認を得ないで分割を行う場合には、分割計画書等の作成の日)から二週間以内に、分割計画書等の要旨及び各会社の貸借対照表その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2　第十七条第二項から第五項まで、第七項及び第十一項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百七十三条の四第一項」と、「保険契約者を除く。」とあるのは「保険契約者及び商法第三百七十四条ノ四第一項ただし書(債権者の異議)(同法第三百七十四条ノ二十第二項において準用する場合を含む。)に規定する債権者である保険契約者を除く。」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは「商法第三百七十四条第一項又は第三百七十四条ノ十七第一項(分割計画書等の承認)の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六条第二項(資本の減少)において準用する同法第百条(債権者の異議)」とあるのは「商法第三百七十四条ノ四又は第三百七十四条ノ二十(債権者の異議)」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第百七十三条の四第一項及び同条第二項において準用する第二項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは「分割」と、同条第十一項中「前各項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第百七十三条の四第一項並びに同条第二項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは「第七項に定めるもののほか、これら」と読み替えるものとする。

3　第七十条第三項の規定は、第一項の分割の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項において準用する商法第百条第一項」とあるのは、「商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項」と読み替えるものとする。

4　商法第三百七十四条ノ十第二項又は第三百七十四条ノ二十六第二項(分割の効力)の規定は、前項において準用する第七十条第三項の規定により催告することを要しないものとされる保険契約に係る権利を有する者、保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の政令で定める債権者には適用しない。

5　分割の当事者である会社及び新設分割により事業を承継する会社の取締役は、分割の日から六月間、第一項及び第二項において準用する第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過その他の分割に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各営業所に備え置かなければならない。

6　第十六条の二第二項の規定は、前項の書類について準用する。

(保険契約の締結の停止)

第百七十三条の五　分割により保険契約を承継させる会社は、分割の決議があった時から分割をし、又はしないこととなった時まで、その分割により承継させようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

(会社の分割の認可)

第百七十三条の六　会社の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　内閣総理大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　当該分割が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。

二　当該分割が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。

三　当該認可の申請をした会社が、分割後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

(分割の公告等)

第百七十三条の七　分割により保険契約を承継させる会社は、当該分割後、遅滞なく、当該分割により保険契約を承継させたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。分割をしないこととなったときも、同様とする。

2　分割により保険契約を承継した会社は、当該分割の日後三月以内に、当該分割による承継に係る保険契約者に対し、その旨(分割計画書等において、当該分割による承継に係る保険契約について第百七十三条の二第二項に規定する軽微な変更を定めたときは、当該分割により保険契約を承継したこと及び当該軽微な変更の内容)を通知しなければならない。

3　分割により保険契約を承継させる会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が分割計画書等により保険契約を承継する会社に承継されることとされている場合において、第一項前段の規定による公告がされたときは、当該保険契約者に対して民法第四百六十七条(指名債権の譲渡の対抗要件)の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

（分割の登記）
第百七十三条の八　新設分割による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）、第七十九条及び第八十九条の五（株式会社の添付書面の通則）及び第八十九条の五第一項（新設分割による設立の登記）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　第百七十三条の四第一項の規定による公告をしたことを証する書面
二　第百七十三条の四第二項において準用する第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第百七十三条の四第二項において準用する第十七条第四項の内閣府令で定める金額が、第百七十三条の四第二項において準用する第十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面
2　事業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条、第七十九条及び第八十九条の六（吸収分割による変更の登記）に定める書類のほか、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
（信託業務を行う会社に関する特則）
第百七十三条の九　分割により事業を承継する会社は、分割により事業を承継させる会社（当該会社が保険金信託業務を行う場合に限る。）の当該事業に係る信託に関する権利義務を承継する。
2　信託業法第十六条ノ二第二項（異議を述べた受益者）の規定は、前項の場合について準用する。
第二百九条第五号中「合併をし」の下に「、分割により事業を承継させ、若しくは承継し」を加える。
第二百十七条中「第百二十六条第三項及び第四項」を「第百二十六条第四項及び第五項」に改める。

第二百四十二条第一項中「、第三百八十条」を「、第三百七十四条ノ十二第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十条」に改める。（第三百七十四条ノ十二（分割無効の訴え）（同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用
第二百七十一条の十五の見出しを「（保険持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2　保険持株会社を当事者とする分割（当該分割により営業を承継させた保険持株会社又は当該分割により営業を承継した保険持株会社が、その分割後も引き続き保険持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二百七十一条の十七第三号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「合併」の下に「、分割」を加え、同条第四号中「第二百七十一条の十五第二項」の下に「又は第三項」を、「受けて」の下に「分割又は」を加え、同条第五号中「又は合併」を「、合併」に、「を無効」を「又は新設分割を無効」に改める。
第二百七十二条第一項第二号中「又は合併」を「、合併」に改め、「限る。）」の下に「又は新設分割」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四　保険業を営む株式会社が分割により保険契約の全部を承継させたとき。
第二百七十二条第二項中「及び事業」を「、当該外国保険会社等の事業の全部を承継させることとなる分割及び事業」に改める。
第三百十一条の三第一項第二号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。
第三百三十一条第一項中「保険会社の計算」を「保険会社又はその子会社（商法第二百十一条ノ二（保険会社が相互会社であるときは、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第五項）に規定する子会社をいう。第三項において同じ。）の計算」に改め、同条第三項中「保険会社」の下に「又はその子会社」を加える。
第三百三十三条第一項第五号中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第六項」に改め、同項第十八号中「第五項及び第七項」を「第五項、第七項及び第八項」に改める。
附則第百七条中「第二百七十二条第一項第四号」を「第二百七十二条第一項第五号」に改める。
（塩事業法の一部改正）
第百三十二条　塩事業法（平成八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二百五十八条の二第三項	の規定は、適用せず、同法	並びに保険業法第百七十三条の三及び第百七十三条の四の規定は、適用せず、商法
第二百五十八条の三第三項	の規定は、適用せず、同法	並びに保険業法第百七十三条の三及び第百七十三条の四の規定は、適用せず、商法

第百二十四条中「及び第五号」を「、第五号、第七号から第九号まで」に、「同項第七号」を「同項第十号」に改める。
第百六十条の百七中「会社更生法第二百三十三条」の下に「（第一項第七号から第九号までを除く。）」を加え、「同項第七号」を「同項第十号」に改める。
（南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正）
第百三十四条　南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該業務を承継した法人」を加える。

第八条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により事業の全部を承継した法人」を加える。
（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）
第百三十三条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第十八条の三第一項の表第二百五十八条第三項の項の次に次のように加える。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）
第百三十五条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「合併」の下に「、分割」を加える。
（大規模小売店舗立地法の一部改正）
第百三十六条　大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第十一条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人」を加える。
（特定家庭用機器再商品化法の一部改正）
第百三十七条　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の一部を次のように改正

する。

　第十七条中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人」を加え、「若しくは合併により消滅した法人」を「、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人」に改める。

（美術品の美術館における公開の促進に関する法律の一部改正）

第百三十八条　美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

　第五条第一項中「又は合併が」を「、合併又は分割（登録美術品を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により登録美術品を承継した法人」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百三十九条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

　第百六条第二項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替えるものとする」を「、「自己又ハ其ノ子会社」とあるのは「自己」と読み替えるものとする」に改める。

　第二百二十七条第二項中「第十六条第二項」の下に「及び第十六条ノ二第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第三項中「第七条第二項」の下に「及び第七条ノ二第二項」を加え、「同項において」を「これらの規定において」にそれぞれ改め、「第十六条第二項」の下に「及び第十六条ノ二第二項」を加える。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第百四十条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

　第八条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

　　債権回収会社を分割をする会社とする分割で債権管理回収業の全部若しくは一部を承継させるもの又は債権回収会社を分割により営業を承継する会社とする吸収分割も、同様とする。

　第九条中「について合併」の下に「若しくは分割（債権管理回収業の全部を承継させるものに限る。）」を、「設立された会社」の下に「若しくは分割により債権管理回収業の全部を承継した会社」を加える。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第百四十一条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

　第十一条第一項中「第三百七十二条」の下に「、第三百七十四条ノ十二（同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（新事業創出促進法の一部改正）

第百四十二条　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

　第十条中「第二百八十条ノ十九第一項」を「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十条ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に改める。

　第十一条の五第一項中「第二百八十条ノ十九第一項」を「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十条ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に改め、同条第二項中「第二百十条ノ二第五項」を「第二百十条ノ二第四項」に改め、「適用スル第二百八十条ノ十九第二項」と」の下に「、「十分ノ一」とあるのは「三分ノ一」と」を加え、同条第四項中「商法」の下に「第二百十条ノ二第二項又は」を加える。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第百四十三条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

　第二十九条中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第百四十四条　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

　第十九条第二項中「又は合併が」を「、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該特定施設を承継した法人」を加える。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第百四十五条　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

　第九条第一項中「第二百十条ノ二第一項、第二項」の下に「、第四項」を加え、「、第二項及び第五項」を「から第三項まで」に改め、同条第三項中「第二百八十条ノ十九第一項」を「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十条ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に、「同項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に改める。

　第十条を次のように改める。

第十条　削除

（産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十六条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十条第二項の決議がされた場合における当該決議に係る営業の全部の譲受けについては、なお従前の例による。

（新事業創出促進法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十七条　新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

　附則第五条第二項中「（明治三十二年法律第四十八号）」の下に「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を加える。

（アルコール事業法の一部改正）

第百四十八条　アルコール事業法（平成十二年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

　第七条第一項中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に、「法人は」を「法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は」に、「法人が」を「法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が」に改める。

（道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十九条　道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、道路運送法第三十六条第二項及び第四項の改正規定中「一般旅客自動車運送事業者」に」の下に「、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を「一般旅客自動車運送事業」に」を加える。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第百五十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「合併」の下に「又は分割」を、「一般承継人」の下に「（分割による承継の場合にあつては、当該認可事業者が施行する事業の全部を承継する法人に限る。）」を加える。

（旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正）

第百五十一条　新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二百八十条ノ十九第一項」を「第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百八十条ノ十九第一項」に、「同条第三項」を「同法第二百十条ノ二及び第二百八十条ノ十九」に、「同項」を「同法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第三項」に改め、同条第二項中「商法」の下に「第二百十条ノ二第二項又は」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）附則第八条の規定の施行の日前である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

……………………………

理　由

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年五月十六日印刷
平成十二年五月十七日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局
C